令和３年第３回阿武町議会定例会　会議録

第　１　号

令和３年６月 15 日(火曜日)

開　会　９時 00 分　～　散　会　14 時 39 分

議事日程

開会　　令和３年６月15日（火）９時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　一般質問

日程第４　議案第１号　専決処分を報告し承認を求めることについて（令和３年度阿武町一般会計補正予算(第２回)）

日程第５　議案第２号　専決処分を報告し承認を求めることについて（令和３年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回））

日程第６　議案第３号　阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第７　議案第４号　令和３年度阿武町一般会計補正予算（第３回）

日程第８　議案第５号　令和３年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）

日程第９　議案第６号　令和３年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第１回）

日程第10　議案第７号　令和３年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）

日程第11　議案第８号　阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第12　議案第１号から議案第７号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

議席番号

１番		市　原　旭
２番		池　田　倫　拓
３番		伊　藤　敬　久
４番		松　田　穣
５番		清　水　教　昭
６番		田　中　敏　雄
７番	副議長	中　野　祥太郎
８番	議　長	末　若　憲　二

欠席議員　なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長（総務課長事務取扱）	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志

欠席参与　　3名　（新型コロナウイルス対策により出席参与を一部制限）

会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

事務局職員出席者

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会　９時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長　開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。今年は５月15日に山口県内が梅雨入りしたとみられるとの発表がありました。平年に比べると20日早く、昨年に比べると27日早いとのことであります。その後、適度な雨が降って田植えも沿岸部を除いてほぼ終わっていると思います。今後、秋の豊穣が期待されるわけですが、昨年のようなトビイロウンカの被害が出ないように強く思うものであります。今年も全国ではトビイロウンカの被害が確認されています。農家の皆さんにはしっかり対応をお願いするものであります。一方、７月中・下旬ごろの梅雨明けが予想されますが、その間、毎年のように豪雨が降り災害が発生していますが、今年は豪雨が降らず河川の氾濫などの被害が発生しないことを強く望んでいます。

さて、一昨年末から猛威を奮っています新型コロナウイルス感染症でありますが、ここにきて感染力の強い変異株の感染者が増えてきています。緊急事態宣言も全国で10都道府県に出されています。また、蔓延防止等重点措置も全国各地に出ております。しっかり感染者数を減らさないと医療現場の崩壊が起こりうるかもしれません。緊急事態宣言が出ています広島・福岡両県に挟まれています山口県でも多くの感染者が出ていましたが、新型コロナ集中対策期間として６月20日まで県外への移動自粛などを呼びかけており、ここ数日は感染者も減ってきています。一方、ワクチン接種は阿武町ではスムーズに進んでおり、阿武町方式の良さが新聞やテレビで報道されました。今後は65歳以下の町民に

接種が行われると思いますが、この阿武町方式でスムーズに行くのではと思います。しかしながら、ワクチンを接種したから安全ではありません。今までどおりにしっかり感染予防はしなくてはなりません。今一度自分は移らない、他人に移さないを実行してほしいと思います。

そんな中、議員各位におかれましては、令和３年第３回阿武町議会定例会に応召ご出席ありがとうございます。議員各位の慎重なるご審議を賜りますようお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

○議長　本定例会に付議されます案件は、議案８件、全員協議会における報告３件、また５人の方から一般質問の通告がなされております。本日の出席議員は、８人全員です。

ただ今より令和３年第３回阿武町議会定例会を開会します。

○議長　これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明（一部質疑、採決）及び委員会付託です。

○議長　議長諸般の報告

○議長　これより日程に入るに先立ち、過ぐる４月23日開催の令和３年第２回阿武町議会臨時会以降、本日までの会議を含め諸般の報告を行いますが、コロナ感染症に関する非常事態宣言や蔓延防止措置、山口県でも集中対策期間を設けるなどしたことにより、諸会議が軒並み中止、延期されたところです。

６月９日　午前９時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで、本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　令和３年第３回阿武町議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

爽やかな初夏を迎え、木々の緑も日増しに深くなって参りましたが、先ほどもありましたように、今年の梅雨は先月20日に統計史上２番目の早さで梅雨入りし、今、正に梅雨の最中でありますが、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中を本議会定例会にご出席を賜り誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、ちょうど１年前の今日は、当時の河野太郎防衛大臣が陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備計画を廃止すると表明され、私にも河野大臣から直接スマホに電話連絡をいただいた事が思い出されますが、何だか随分と昔のことであったような感じがしております。この配備計画の白紙撤回により、本町も、その意味においては平穏を取り戻したわけではありますが、一方で、この間、世界は新型コロナウイルス感染症に翻弄され、日本でも未だに感染拡大に歯止めがかからず、現在、隣の福岡、広島を含む10都道府県に対して、緊急事態宣言が６月20日までとして発令されて、７月のオリンピック、またパラリンピックの開催についても色々と議論のある大変な状況であります。また、山口県においても感染力の強い変異株の影響等により感染者が増大し、医療提供体制への負荷が高まって来たことから、先月18日に集中対策が実施されましたが、新規感染者の増加が抑制される一方で、入院者における中等症以上の患者の割合が高まり、入院も長期化して来たことから、逼迫する医療体制を守るために、集中対策期間が緊急事態宣言と同じ今月20日まで延長されているところであります。これに伴い、本町におきましても県外との往来をはじめ、不要不急の外出機会の半減や感染予防の徹底等について、防災行政無線やホームページ等を通じて広く呼びかけると共に、各地区公民館や体

育館等の公共施設の使用についても利用者に自粛をお願いするなど、気を緩めることなく感染防止対策に努めているところであり、町民の皆様には大変なご不便をお掛けしておりますが、こうしたことが功を奏してか、幸いにも現時点では感染者はゼロの状況が続いていることは議員各位もご案内のとおりであります。

ここで、この場を借りて、本町における新型コロナウイルスのワクチンの接種について、現在の状況の概略を申し上げますが、ご案内のとおり、本町は先ほどもありましたが独自の阿武町方式、（実は、先日、ＮＨＫで福島県相馬市の取り組みが紹介されておりましたが、これとほとんど同じで私も驚きましたけども）、最初の手順として、今年度中に満65歳に達する昭和32年４月１日以前に生まれた方でありますが、この方が優先接種対象の高齢者でありますが、この対象者が調査時点で1,640人いらっしゃり、その内、高齢者福祉施設の入居者95人を除く1,545人に対して３月中旬に予防接種の意向調査を行いました。調査内容は大きく３つでありますが、１つは接種希望の有無、２つ目に接種方法、つまり個別接種か集団接種ということでありますが、そして、３つ目に送迎の希望の有無の３つであります。回答は対象者1,545人の内1,453人からあり、回答率は94.0％でありました。その中で、まず予防接種の希望の有無でありますが、回答者1,453人の内、接種希望者は1,355人、率にして93.3％となりました。副反応について色々と言われている中で、私としては思ったより多いかなという感じであります。次に、接種方法でありますが、町民センター及びふれあいセンターで行う、所謂「集団接種」でありますが、これが832人、率にして61.4％、そして、福賀診療所での「個別接種」が244人、率にして18.0％、そして、阿武町外の病院などで行う所謂「個別接種」が279人、率にして20.6％ということになりました。次に、３つ目の送迎希望でありますが、111人8.2％の方から送迎の希望がありました。そして、３月下旬には高齢者宛に接種券及

び予診票を送付すると共に、各種の問い合わせや接種日時の変更等の受付を行うため、健康福祉課内にワクチン接種相談専用窓口として専用電話回線を２回線とＦＡＸ回線を１回線開設し２人の専用オペレーターを配置して現在に至っております。そして、町内での接種希望者に対して、４月下旬に接種日時や注意事項等を記載した「案内ハガキ」を発出すると共に、送迎が必要な方については、そのハガキに送迎便を出すという独自の取り組みを行って来たところであります。この方式により、福賀地区においては、５月11日から福賀診療所において、高齢者及び予防接種従事者の個別接種を開始し、奈古地区においても同様に、５月19日から町民センター、そして、宇田郷地区においては、５月26日からふれあいセンターでそれぞれ集団接種を行っており、いずれも罹患した場合重篤化しやすい高齢化率の高い行政区から順番に接種を行い、今月末には希望する全ての高齢者の１回目の接種が完了する予定であります。ここで参考までに、今月11日現在の高齢者の接種状況について申し上げますと、対象接種者が1,623人に対して、１回目の接種済みの方がちょうど900人で、接種率は55.5％、また、２回目の接種まで完了した方が345人で、率にして21.3％という状況であります。そして、この後も計画どおり接種が進めば、高齢者については７月21日には２回目も全員終わり、接種が完了する予定となっております。次に、高齢者以外の方、所謂「一般」の方でありますが、当初予定では、７月中旬に１回目の接種を開始し、２回目の接種までの全ての完了を９月下旬と見込んでおりますが、実は、ここに来てこれまで満16歳以上とされていた対象が、これが満12歳以上までの児童生徒もこれに加えることが国において決定されたところでありまして、これにより約100人の接種対象者が増えることになりました。従いまして、接種の意向調査につきましては、今回は満12歳以上を含めて実施しておりまして、明日16日を提出期限としておりますが、詳細なスケジュールについてはこの回答結果を見ながら組み立てるわけでありますが、対

象者は増えた中ではありますが、１日でも早く出来れば７月上旬には接種を開始し、また、集団接種の対象者全ての接種完了を、可能であれば当初予定の９月下旬を９月の上旬まで前倒しで完了し、町民の皆さんに安心していただくよう、スケジュールの再調整に最大限の努力をするよう担当課に指示をしたところであります。ただ、これにつきましては、ワクチンの入庫や低温での輸送業者の手配、或いは副反応時の救急搬送体制や受け入れ体制での萩市医師会との調整、また何より、集団接種の先生は町内の開業医の先生にお願いしているところでありまして、通常の診療や往診、また、高齢者福祉施設への訪問、往診等もこなしながら、１日200人近いワクチン接種という激務をお願いし、快くお引き受けをいただいたところであり、頭が下がる思いでありますが、ご心労はもとより体力的な負担も大きくあるわけでありますので、ここら辺は、何が何でもというわけにはいかない面もあることはご理解いただきたいと思っております。なお、現在、高齢者の優先接種は順次計画通り進んでおりますが、ファイザー社のワクチンは、１回目の接種から２回目が３週間と間隔が決められておりまして、そのシフトの関係で片や２回目が済んだ方がいらっしゃる一方で、高齢化率の低い集落にあってはまだ１回目が終わっていないという状況がどうしても生じるわけでありまして、一部の高齢者の皆さんには大変気を揉ませる様な状況もありますが、ご理解いただきますと共に、今しばらくのご辛抱をお願い申し上げる次第であります。

他方、コロナ禍による経済の影響であります。このことにつきましては、ただ単に飲食関連だけでなく一次産業から第三次産業まであらゆる分野で悪影響が続いており、正に危機的な状況であります。本町といたしましても、国、県の関連対策、或いは町独自の支援対策等も積極的に講じており、現在も連日のように防災行政無線で申請の申し出等について周知しているところであります。このことにつきましては、今後も状況を見極めながら、また、阿武町ら

しい痒いところに手が届くような適時適切な支援対策をタイムリーに講じていかなければならないと考えております。こうした中、実は、福賀地区を中心に憂慮すべき事態が発生いたしました。それは、去る４月10日と15日の遅霜による梨、或いはキウイフルーツを始め農作物の大被害であります。特に、福賀梨においては、昨年の日照不足等による大きな被害に続いて２年連続の大被害となりまして、私も気になって、福賀梨の水津組合長に電話を入れて詳しく状況をお聞きしたところでありますが、話では、今年は例年より開花時期が遅かったわけでありますが、花粉付けも終わりちょうど小さな実がなり始めて、今から摘果をし袋掛けをしようとする段階のところに、４月の２度の遅霜が直撃したものでありまして、聞きますと二十世紀梨は９割減、南水は壊滅、豊水は５割減という大被害でありました。また、実は、ある梨農家の奥さんからも「あまりにもショックで、来年からの梨の栽培を続ける意欲が萎えてしまった」というふうな心境の吐露もお伺いしたところであります。また、この他にも白菜、更に海岸部の一部においても、キウイフルーツにもかなりの被害が出ておりまして、これらにつきましては、担当課には、直接農家の現場に出向いてしっかりと話をお聞きし状況把握をした上で、農家に寄り添いながら支援策について検討するよう指示しているところであり、今後、具体的な支援案が纏まった時点で議会にもお諮りしたいと思っております。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に申し上げます。今回の議案は８件で、内容は、令和２年度の漁業集落排水特別会計の歳入不足に係る専決処分が２件、押印廃止に伴う「阿武町固定資産評価審査委員会条例」の一部改正のほか、人事異動等に伴う「一般会計補正予算」、「国民健康保険事業」における「事業勘定」及び「直診勘定」、そして「介護保険事業」の各特別会計補正予算のほか、「副町長の任期満了に伴う選任同意」の案件であります。次に、全員協議会での報告につきましては、

地方自治法施行令の規定による繰越事業の報告、町の執行に係る工事等の契約締結の報告、及び地方自治法の規定に基づく「あぶクリエイションの経営状況」の報告の３件であります。なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、ここでの説明は控えさせていただき、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。

○議長　以上で、町長の挨拶を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、４番、松田　穣君、５番、清水教昭君を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる６月９日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から６月22日までの８日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって会期は本日から６月22日までの８日間と決定しました。

日程第３　一般質問

○議長　日程第３、一般質問を行います。質問の通告者が５人ありますので、

議長において通告順に発言を許します。はじめに、５番、清水教昭君、ご登壇ください。

○５番　清水教昭　本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、阿武町議会議員の清水教昭です。さて、これから一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、質問事項は「阿武町にある言葉の化石の石碑を読み取りその時代の文化を解きほぐして発信が出来ないか」で進めます。化石と言えば恐竜の化石が有名です。そこで目を転じて、言葉の化石である「言語学上の化石」は、入手が期待できる化石としては、せいぜい 4,000 ないし 5,000 年ほどしか遡れないと説明されています。世界では「書き記された言語に関する・・記録」をどこで発見がされたのでしょうか。それはメソポタミア下流域の古代のシナルの地です。紀元前 3,400 年の楔形文字の記されている粘土板があります。これは古代エジプトで紀元前 3,200 年の象形文字よりも、更に過去に遡ります。また、日本では熊本県玉名市の柳町遺跡から出土した４世紀初頭（古墳時代前期：紀元 350 年ごろ：弥生時代と奈良時代の間ごろです）の木製よろいの一部に、書かれた文字が見つかっています。では、阿武町で見ますと、こんなに古くは遡れませんが、奈古地区、福賀地区、宇田郷地区には、漢文で書かれた多くの石碑が存在しています。今回は、ここに視点を置き質問をいたします。

まず１点目、阿武町にある石碑の存在についてです。各地域には色々な経緯があって古くからの石碑があります。そこが調査をされて、まとまった資料としてあれば、その時代の背景と生活文化が読み取れます。では、石碑の実態が明らかに出来ないか。まずは３地区のどこにあるのかを調査をして所在と石碑の数が確認出来ないのかお聞きします。次に、石碑に書かれている文字の拓本と解釈についてです。石碑の文字については、多くの方がまず判読が出来ない。次には読むことが出来ない。そして解釈が全く不可能である。ここの流れを学

芸員に委託が出来ないのかお聞きします。

２点目、石碑から読み取れたその時代の文化の展開についてです。その地域にある文化は、阿武町にとっては遺産であり大きな宝物です。「言語学上の化石」である、石碑から知り得た生活文化の情報を、住民の皆様に広く啓発して、「文化の町」を醸成していく。では、内容しだいでは冊子にして研修の場に活用。過去を知ることで、これからの生きる道につながります。寿齢会、婦人会、ボランティア会員等の研修教材に、また水平展開が出来ないのかお聞きします。以上、質問内容は２点になります。教育長のお答えをお願いいたします。

○議長　ただ今の５番、清水教昭君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長　それでは、清水議員の「阿武町にある「言葉の化石」の石碑を読み取り、その時代の文化を解きほぐして発信が出来ないか」に関してのご質問にお答えいたします。議員のご質問は、「阿武町にある石碑の存在について」、「石碑から読み取れたその時代の文化の展開について」、の２点と捉えております。

まず、「阿武町にある石碑の存在について」にお答えいたします。町内の石碑の所在と数を確認すること、また、学芸員に委託して文字の拓本と解釈は出来ないかとのことですが、町内全域を確認して回ることは、人的な面、また時間的な面からも現段階では実現は難しいと考えていますが、今までにも町民の皆さんからいただいた情報などを基に確認及び記録はしていますので、今後も続けていきたいと思っております。また、石碑の拓本や解読については、昨年度までに宇田郷の三穂神社やすずめ神社の石碑、木与の棚田入口や防波堤の石碑、宇生賀の本光院の石碑などについて、萩博物館の専門員の研究活動と合わせて解読を実施しております。すずめ神社については、石碑から直接文字の解読が出来なかったこともあり拓本を採っています。また、解読した資料については町の文化財審議会で随時報告をしております。今後も継続していきたいと

考えています。

次に、「石碑から読み取れたその時代の文化の展開について」にお答えいたします。内容次第では冊子にしてはどうかというご意見につきましては、今のところ冊子としてまとめられるほどの石碑は残念ながら見つかっておりません。今後、そのような石碑が見つかれば検討したいと考えています。なお、今までに読解した資料については、例えば、阿武町女性団体連合会が宇田郷地区の宝や文化を学習される際に、三穂神社の石碑に関する資料を提供していますし、これからも各団体等から資料提供、説明等の要望があれば、可能な限り要望に沿えるようにしていきます。また、機会を見て、広報「あぶ」で紹介していきたいと考えています。以上で、清水議員のご質問へのお答えといたします。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（５番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。５番、清水教昭君。

○５番　清水教昭　１点ございます。石碑から読み取れたその時代の文化の展開についてのところで、１つが阿武町にある有形・無形文化財の見える化の取り組みについてお伺いします。あぶ広報での紹介、また、町民センターの展示（一部ありますね)、そして資料分析での講演（過去ございました）そういう接する機会がありましたが、今いち阿武町全体の理解がなかなか進んではないかなと。そこで、例えば体系的に整理された資料があるのかどうか、そして、潜在的な遺産がまだある、もちろん色んな地域には色んな遺産がある、それに類似して阿武町にもまだまだ隠れた資産があるのではないか、そういう未発掘の状態が存在していないかどうか、住民の皆様に見える化をどんどん進めたらと考えております。現在のそういう部分の取り組みとお考えをお尋ねいたします。

○議長　教育長。

○教育長　ただ今のご質問ですけども、まず、体系化されているかどうかとい

うことですけれども、残念ながらそこまで進んではおりません。先ほども申しましたように、人的なもの、時間的なものがございます。本町において、そういう担当いたしますのが１名おりますけど、それは他の分野ともすごく関わっておりましてそれ専属というのはなかなか難しい状態にありますので、今後、そういう体系的なものをこしらえていく事も必要かと思いますけども、現段階ではなかなかそこまで手が回っていないのが現状でございます。ただ、資料等についてですね、また先ほど申しましたように広報あぶ等を通じて、またホームページにも今文化財のコーナーがありますので、そういう辺りを活用してですね、出来るだけ多くの方に見ていただける機会は持ちたいと考えております。続きまして、未発掘のものについてということでございますけど、まだ先ほど申しましたようになかなか町内全体をというのは難しいところでありますが、出来るだけ情報は得ようと思います。文化財審議会等もございますのでそういう委員さんからの情報をしっかり受けて、また、時あるごとに地域でそういう話が出た場合にはそちらの方に伺っていきたいとは考えております。出来るだけ未発掘のものが見つかってですね、色々な資料の参考になればとは考えておりますが、現段階では、それをこちら側から未発掘のものを探していくというのはなかなか難しいのが現状でございまして、ご理解をいただいたらと思います。以上で終わります。

○議長　５番、再々質問はありますか。

（５番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、５番、清水教昭君。

○５番　清水教昭　前回ですね、樹木の保存についてご説明させていただきました。その時、私奈古の住民の方にお伺いすると、奈古の鹿島がありますね、鹿島にも素晴らしい樹木が清水さん存在していますよと樹木の質問が終わった後で奈古の人にお聞きするとですね、ああそうなのか、鹿島にもそういう珍

しいものがあるのか、そうすると、有形・無形の文化遺産もさることながら、そういうところにも焦点を当てて、やはり体系的にですね、樹木の分野でも目を広げて新しい発見の切り口にしていただいたらと思いますがいかがですか。

○議長　教育長。

○教育長　現在ですね、文化財審議会の方でですね、樹木についての文化財として保存する件について、それぞれの規格といいますかどの位の大きさでどのくらいの高さかというそういう辺りを今検討している最中でございます。また、そういう事も進めながら今後樹木に関してはですね、文化財指定とかそういう事も考えていきたいと思っております。

○議長　５番、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○５番、清水教昭　それでは、２項目の質問事項は「風力発電事業の配慮書と評価方法の説明会で見えた住民に寄り添う手立てについて」で進めます。（仮称）阿武風力発電事業の環境影響評価の配慮書説明会が、令和２年10月に阿武町で３会場、萩市でも３会場の計６回が行われました。この時に全会場に参加されたのが山口県下では２人でした。次に方法書説明会が令和３年４月に阿武町３会場、萩市３会場の計６回が行われました。この時の全会場に参加をされたのが山口県下で５人でした。この５人の皆様には感謝のお礼を申し上げます。ありがとうございました。しかし、この説明会の全12回とも出席をされた方が２人おられます。宇部の方が１人おられました。お名前は控えさせてもらいます。阿武町のためにありがとうございました。後１人の方は阿武町の人です。この私です。従いまして、この12回を通して見えてきました「住民の心からの思い」を、質問にいたします。

まず１点目、つづら・田平・栃原から見える風車の３台を外す。どんな健康被害が発生をするのか、現段階において、オフィシャル（公的）な場での医療判断がありません。当然これからもないでしょう。また、住民の皆様に刷り込

まれたイメージに対してどのような対策をほどこしても、その風車がそこに存在をしている限り心を癒すことが出来ません。住民の皆様方は、先祖代々からここに住まわれてきましたし、これからもこの自然豊かな土地で静かに過ごしていかれます。そのためにこの３台をどこに移すのか、それに伴う事業性はどうなるのか、この判断は事業者にお任せするしかありません。そこで、この３台に限って外すようにお願いをいたします。これに対するお考えと県に町長意見として申請をお願いします。

２点目、作業道、基礎工事からの残土に含まれるヒ素。・鉛の測定と流れ出る河川への測定について。ヒ素は無機ヒ素化合物や有機ヒ素化合物として、自然界の鉱物、水、堆積物、また食べ物などに含まれ環境中に広く分布しています。生命の維持に必要な「超微量元素」とも言えます。しかし、ヒ素は有害性が高く、微量であっても長期間摂取すると、皮膚疾患や発がん、神経疾患、免疫抑制などの健康被害があります。また、鉛は中枢・末梢神経の障害、ケイレンや鉛脳症の重大な影響が知られています。例えば、北海道新幹線の延伸区間の内約８割がトンネルで、掘削工事から出る残土にヒ素や鉛が基準値より多く含まれており、処分地が無く工事が進んでいません。また、岩国市の阿賀地区の計画中の太陽光発電所建設から出る汚濁水が、下畑川に流れヒ素が高い数値で検出されて問題になっています。従って、ヒ素・鉛についての見解と土壌と河川への流出時の測定を県に町長意見として申請をお願いします。

３点目、アノイアンス（これは音に関わる不快感の総称を言います）を騒音評価法で測定。騒音に対する不快感は、物理的要因（すなわち音そのもの）だけでなく、音に対する各種の要因によって規定をされます。例えば、騒音の発生状況、その内容に関する要因、聞く人の状態、聞く人と音源に関する要因があり、単一の評価尺度で全ての騒音が評価出来ません。音に関して各要因が複雑に絡み合っています。そのために数々の騒音評価法が存在します。よって、

物理的要因だけでなく、各種評価法も入れて総合的に測定し、説明会で開示が必要と考えます。そこで、騒音に対して町のお考えをお聞きします。また、説明会で各種評価法の結果資料を提示するように意見の申請をお願いします。以上、質問内容は、３点になります。町長のお答えを、お願いいたします。

○議長　ただ今の５番、清水教昭君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　風力発電につきまして、３月議会に続いてのご質問をいただきましたが、質問にお答えする前に、３月以降の状況について若干説明を申し上げます。環境影響評価方法書の公告・縦覧を受けて、４月30日までの意見集約が、新型コロナの影響で５月14日まで延長されると共に、４月21日から４月24日まで方法書の説明会が日立サステナブルエナジー株式会社を始めとする事業者主催で開催されました。阿武町では、４月21日に奈古の町民センターで51人の参加、そして４月22日に宇田郷のふれあいセンターで49人の参加、そして翌23日に福賀のうそんセンターで40人、延べ140人の参加がありまして、内訳としては一般の町民の方が延べ67人、そして役場職員等が31人、そして町外の方が32人と聞いております。また、萩市では、４月24日に１日に３カ所で時間割で行われまして、福栄で参加者が10人、須佐で８人、弥富で15人、合計で33人の参加であったというふうに聞いております。説明会には、私も町内の３会場には出席いたしましたが、まずは前回の説明会に比べて参加者が大変少なかったなということと、新型コロナ禍の中で、司会役の社員の来町はあったものの、主に東京とウェブでの開催となりまして、やり取りが多少ぎこちなさがあったなというふうな感想でありますが、清水議員におかれましては、この６箇所全ての説明会に参加されたとのことであり深く敬意を表したいと思います。会場では、環境・健康被害等々を懸念する声がありましたし、また一方では、観光や地域振興を期待する声もありました。また、意見書につきましては、30名の方から

36通、意見の内訳としては総数で90件あったというふうに聞いているところであります。また、手続き的なスケジュールでありますが、去る６月11日にウェブ方式ではありますが、県庁で審査会が開催されたところであります。また、知事への町長意見書の提出でありますが、庁内の各課横断的な検討プロジェクト会議を経て、来る６月18日までに提出する運びとなっております。また、これを受けて、県では７月に再び知事答申審議のための審査会が開催され、９月６日に知事意見提出の流れとなっています。

それでは、こうした流れをご理解していただいた中で「風力発電事業の配慮書と評価方法の説明会で見えた住民に寄り添う手立て」のご質問についてお答えします。要点は大きく３点でありますが、まず１点目は、つづら、田平、栃原から見える民家から至近距離にある風車の移設について、町長意見に盛り込んでほしいとのことであります。清水議員のご指摘のとおり、ご指摘の風車につきましては、最初は最も近い栃原の田平集落からの距離が、当初計画では500メートル、これが750メートルに離されたところであります。このことについては、各種意見を集約した中で距離を考慮したものと評価すると共に、事業者は営利企業でありますから当然採算の追求があるでしょうが、私といたしましてはこれまで同様、自然や環境への影響、また、何よりも健康被害が限りなくゼロに低減するよう意見書に取りまとめて引き続き要請をして参ります。次に２点目の、作業道、基礎工事からの残土に含まれるヒ素や鉛の測定と流れ出る河川への測定についてでありますが、これにつきましても、これらの有害物質が工事により流れ出ることで土壌汚染被害が出ることのないよう、河川の平水時、降水時、豊水時も含め十分な調査、予測、評価を行うよう意見書にまとめて要請をして参ります。最後に３点目の、アノイアンス、音に関わる不快感への対応についてでありますが、騒音の生じ方は、ご指摘のとおり人様々でありますが、最新の科学的な知見、同型機、同規模の先行事例の知見をもって調査

し予測、評価を行うと共に、稼働後においても継続的に調査を行うよう意見書にまとめて要請をして参ります。以上で答弁を終わります。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（５番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。５番、清水教昭君。

○５番　清水教昭　それでは１つ目の質問の中で、つづら・田平・栃原から見える風車の３台を外すというところで、風力発電事業がこれからの阿武町の町づくりにどのように関わるのか、住民に寄り添った町づくりを実践躬行することは計り知る事の出来ない人力が必要と考えます。今回の質問でも、風車３台を外す、また移動しても住民に寄り添うための調整は筆舌にしがたいと考えます。そこで、今回の風力発電事業が阿武町に及ぼす町づくりに対して、どのように考えておられるのかお立場を察した上であえてもう一度お聞きします。

○議長　町長。

○町長　この風力発電事業と阿武町の町づくりというふうなこの関係性ということでありますが、もとより風力発電というのは事業者が実施する営利行為であります。これは間違いありません。ただ、発電というのは今地球温暖化の問題等が色々と出ておりまして、自然エネルギーこういったもの、化石燃料から脱却して自然エネルギーへのシフトというふうなことは国のみならず世界をあげて今移行に最善の努力をしているのが現状であります。ですから、これが直接的に、このものを阿武町の町づくりに生かすとか生かさないとか私はそうしたものではない、色々な方々が商行為をされておられますが、私はそういった行為の中の１つであるというふうに思っておりますから、阿武町に来て、例えば何とかの工場が来たらいけないとか良いとか、そういうふうな私は立場にはないと思っておりまして、色々な形でそういった営利、企業活動がされていくことに対して、私はとやかく言うべき問題ではないというふうに思っておりま

すが、その中の１つがこの風力発電であると捉えております。ですから、この事がただリスクによって住民の大変な健康被害に影響がある、或いは自然環境を大きく損なうようなことが予測されるという事に対しては、これはまた別の次元で、その事に対してはその事がないようにしていただかなきゃならないのは当然でありますし、そこに意見を申し上げるのは当然の事であります。ですから、直接その風力発電を使った町づくりとかいうふうな事は、私は直接的にはそんな事は考えておりませんし、ちまたで言われておりますが、風力発電が来たらいくら儲かる、固定資産税がいくら入るとか入らないとか、また、寄附がなんぼいただけるとかいただけないとか、色々な方が色々な事をおっしゃっておりますが、それは、私にとってみればあまり重要な事ではありません。それは副次的に法律なり色々な事に基づいて、例えば固定資産税であれば発生するものでありまして、それを目的に少々無理をして住民の被害に目をつぶって、或いは環境破壊や或いは大きな環境に対する負荷をほおかむりをして、要するにその金銭を求める、財源を求める、そういうふうな考え方はこれは最初から申し上げておりますように毛頭ありません。ですから、繰り返しになりますけども、直接的に町づくりとかいうふうに結びつけて考えておりませんし、これは企業活動の１つとして、健全な企業活動がなされるのであれば、それに大きな障害がなければそれはそれを町がとやかく言うべき問題ではないというふうに思いますから、これまた繰り返しになりますが、言うべき事は、特に健康被害、或いは自然に対する負荷、こういったものについてはしっかりと言っていきますけども、感情的な意味あいでやるなとかそういうふうな事は私は言うつもりはありません。ですから、今回の 18 日までに県に提出いたします色々な項目を意見書として出しますけども、これにつきましても、色んな皆様方がご懸念されていらっしゃるような事につきましても、もちろん前回も書いておりますが、同じような事を書いておりますし、また、日立サステナブルエナジーに

つきましては、色々な要望書等も出ておりますが、その事につきましては、こういったものが出ていますよというふうな事は、しっかりと現在も伝えておりますし、今からも伝えていきたいと、そういういうふうなスタンスでおります。以上です。

○議長　５番、再々質問はありますか。

（５番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○５番　清水教昭　答弁をいただきました。町づくりという事で色々な方々がいらっしゃる、そして、また色々な形でとおっしゃった。そして、特別に次元でとおっしゃいましたので、要は今分かっている数値的なものを少し言いますと、2020 年国勢調査による県内市町人口を見ると、19 市町の内阿武町では人口減少率が 11.7％と県内では３番目に高い、３番目に高いと言っていますけど３番目に悪いという事です。この流れが風力発電事業とどうなるのかということですね。風力発電事業は人口減少にどのようにこれから影響を及ぼすのか、また、ここは私は不透明だと思います。しかし、住民の皆様は心配をされています。どうなるのか。しかし、各所でのこの風力発電の事例があります。だから、その辺の分析が行政の方では進んでいると考えます。従いまして、どのように考えておられますか。お聞きします。

○議長　町長。

○町長　まあ先ほど１回目の答弁の時にも若干申し上げましたけども、こういった事業につきましては、そもそも色んな風評とは言いませんけども先入観的なものが、過去からの色々ないきさつの中で先入観があるというふうに思っております。特に、もうお亡くなりになられましたけども内科医の塩見豊先生が書かれた著書、あの方は大正 13 年生まれくらいでもう亡くなって今生きていらっしゃったら 100 歳に近い位の方が書かれた著書あたりがバイブルのようになって色々な方々がそれを引用しながら論陣を張っていらっしゃいますけども、

私はそういう見方もある、片方には。でこの前の説明会でも出ていましたように片方では、賛成意見も、特に田平の方がやってくださいみたいな話もありましたけども、色々意見はあるわけですね。ですから、１人の意見が全て通るわけでもないし、やはり最大公約数でいかなければいけないだろうと。そして、その中にはやはり科学的な知見を持って判断せざるをえないじゃないかなというふうな事があります。そこは、やはり町、或いは町長として一定の判断をするべき時が来るだろうというふうに思います。ですから、今の人口減少というのが、県内で３番目に率が悪いというふうな話でありますが、これにつきましても、色々見方はありますし更にその中を分析する必要がある、というのが要するに昭和の大合併の前くらいの今でいう奈古・福賀・宇田郷ぐらいのレベルで分析してみる必要があるんじゃないかなと思います。立地が違いますので。農業を中心とした内陸部の福賀地区、漁業を中心とした宇田郷地区、そして奈古地区は若干商業的なものも含んだ地区というふうなことで、まあ分析はしておりますけども、それが今度はむつみであり福栄でありというふうな事まで分析をした中で阿武町一つとしてどうなこうなというふうな事とはちょっとそれだけでは分析は足りないなというふうに思っております。そうした中で、人口の減少については特に過疎が進む阿武町のような所につきましては、いつも言いますように、自然増減につきましてはどうしても毎年 80 人近くの人がお亡くなりになる、そして、生まれてくる方が一桁というか片手くらいしかもうないような状況になっていまして、ここを一生懸命がんばっておりますし、ここのところを何とかＩターン、Ｕターン等で埋めようと思って、所謂社会増減ですね、努力しておる。その甲斐も何ぼかあって今だいたいとんとんか若干プラスのところに社会増減については来た。ということで、このことをずっと今からも進めて行かなきゃならない。ただ、片や自然増減については、私はやっぱり限度があるというふうに思っております。そして、今この事が例えば風力発電

との絡みがどうなのかというふうな事でありますが、私は直接的な問題はないというふうに思っていますし、一部の人はそれは風車があるのはイヤだという方もいらっしゃるでしょう。そういった所にはＩターンしたくないという方もいらっしゃるかもしれませんが、この前のように、全然関係ありませんよと、一つの観光名所になるんじゃないですか、いいじゃないですかという方も色々ありましたよね。ですから、そこらは色々お考えがあるわけでありまして、一概にそれが害になるとかならないとかいう事では私はないというふうに思っておりますし、そもそもそれらが町づくりに対する大きな影響というのはちょっと違う次元の話かなというふうに思っておりますので、今までと同じようにあくまでも考え方としては、ニュートラルでありたい、最終的などういった色々な懸念される事の対策が取られるのか、という事をしっかりと見極めなきゃならないというふうに思っておりますが、基本的な考え方としては、今地球温暖化防止というふうな事は、これは方向性は絶対に間違っていないというふうに思っていますし、その元凶となるその一つが化石燃料によるＣｏ２の排出というふうな事が言われております。そして、この地球温暖化というのは目に見えませんけども、目に見えないので分かりにくいんですけど、この事が大変な多くの人を殺し、或いは傷つけ自然も同じです。そうした事をやっていく。見えないけどもこの事によって例えば異常気象によって豪雨が起こり土砂崩れが起こり、そこに埋まって人間が死んでいく、或いは砂漠化が進み人が住めなくなる、食料は少なくなる、水資源がなくなるから汚い水も飲んでチフスになって死ぬ、色んな事がこの地球温暖化という特にＣｏ２の排出というのが影響して人を殺したりしている、見えない形でですね。この事はしっかり私たちは心に留めて置かなきゃならない。そういう意味で最初からアウトですよというんじゃなしに何とか化石燃料からの脱出をするために、これは合わせ技でなければなりません。全て風力がいいのかというわけでもないし地熱がいいのか、洋上

風力がいいのか、小水力がいいのか、選択肢は色々ありますが、これらを合わせ技でやるしかないんじゃないかな、その中で一定のそういった懸念される事が提言され或いは払拭されるのであれば、私はどちらかと言えば、前提は今の話ですよ、そういったものが全て払拭されるのであれば、私は協力していく事はやぶさかではない、というふうな私の考えであります。以上です。

○議長　５番、続いて３項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○５番、清水教昭　それでは３項目の質問事項に入ります。「災害から阿武町の住民の生命と身体及び財産を保護し守るためには」で進めます。「天災は忘れた頃にやって来る」という有名な表現は、夏目漱石の弟子として知られている科学者寺田寅彦の言葉だといわれています。不思議なことに、寺田の著作にそれらしいものは見当たりません。彼が頻繁に弟子などに口にしていた言葉が現在に伝わったようです。寺田が書いた「天災と国防」の中で『人間は・・いろいろの造営物を作った。そうしてあっぱれ自然の暴威を封じ込めたつもりになっていると、どうかした拍子に檻を破った猛獣の大群のように、自然が暴れ出して高楼を倒壊せしめ堤防を崩壊させて人命を危うくし財産を滅ぼす。・・』と述べています。従って、災害対策基本法をベースに、阿武町地域防災計画（この中には基本・震災対策・避難基準等があります）、そして、阿武町国土強靭化計画、次に、災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針があり、枚数は合計で626ページでした。これを読み込みました。そこから見えてきました本題の「住民の生命と身体及び財産を保護し守る」に焦点を当て、質問をいたします。

１つが、地域住民が可能な範囲で避難訓練に参加するためには。で、避難訓練は地域の住民自身の支え合い、すなわち近所同士の助け合い、すなわち近助が大きな意味を持ちます。また、地域の互助力も合わせて必要になります。では、要援護者自身が避難訓練に参加するための事前準備です。要援護者は「災

害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」に登録が必要となります。特にひとり暮らしの高齢者等の場合は注意をしなければいけない部分があると考えます。登録状況はどうなっていますか。また訓練時にはどのように活用されていますかお聞きします。

２点目、避難行動要支援者名簿への難病患者の記載です。要支援者名簿に載せる範囲は、市区町村が判断をし認定をしています。これに対して、難病患者は医療費助成の手続きを行う保健所が主に都道府県の所管のため、実態が把握しにくいし、それがゆえに名簿への記載が出来てないという事情があります。従って、災害時の際に逃げ遅れるという危機感があります。では、難病患者に対し要支援者名簿の作成状況です。個人情報の提供、病名の開示、世帯状況、家族の手助け等が多々必要になりますが、どの内容までを考えていますか。その結果として名簿記載は、またどのレベルまで出来ていますか。

３点目、災害時に関わるスタッフと行政との協議です。災害時に、地域住民の命や暮らしに責任を持つのは市町村の行政と考えます。しかし、要援護者に接している災害時のスタッフの応援も大切です。そこで、災害時におけるスタッフの役割分担について。スタッフも地域住民のひとりですし、また自らの安全も最優先します。しかし、災害時に特化した場合にスタッフとして何が出来るのか。ここの関り方を行政としっかり協議して決めておくことが大切と考えます。現時点で、要約され共有化された役割分担の内容をお聞きします。以上質問内容は３点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長　ただ今の５番、清水教昭君の３項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　本格的な台風や大雨のシーズンを前に、ご案内のとおり今年５月 20 日から、災害が予測される時に市町村が発令する「避難勧告」が廃止されて、「避難指示」に一本化されたところであります。この改正によって、これまで「避

難勧告」の発令後、更に危険が差し迫った段階で発令されていた「避難指示」が、これからは、従前の「避難勧告」のタイミングで発令されることになりました。また、「避難指示」の前段階の「避難準備・高齢者等避難開始」につきましても「高齢者等避難」と名称が変更されたところでありますが、豪雨や台風による災害が予測され、避難指示が出された時には、まずもって迅速な避難をすることが、生命と身体を守る上で一番重要であります。こうした中で、清水議員から、避難等に関し大きく３点のご質問をいただきました。順次お答えいたします。

最初に、１点目の地域住民が避難訓練に参加するための事前準備についてでありますが、ご案内のとおり、本町では、コロナで中止した昨年は別として、原則として毎年１回全町で避難訓練を実施しており、住民の方には、自治会単位で避難訓練を兼ね多くの方にご参加をいただいております。そこでご質問の、「避難行動要支援者名簿」でありますが、災害対策基本法第 49 条の 10 第１項に、「避難行動要支援者」とは「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、自ら避難することが著しく困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」とあり、その具体的な要件につきましては「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として市町村の地域防災計画において定める」とあります。こうした中、阿武町の避難行動要支援者名簿への登載対象者でありますが、「高齢者」のうち「ひとり暮らし」または「75 歳以上のみの世帯」、そして「要介護者」や「認知症」の方及び「心身障害者」を対象としております。また、これらの把握方法につきましては、毎年、民生委員さんにお願いしている「高齢者保健福祉実態調査」や「障害者台帳」、そして「介護認定情報」等から対象者を把握しております。因みに対象者の内訳と人数を申し上げますと、要件が若干重複する方もいらっしゃいますけども、「ひとり暮らしや寝たきり等

の高齢者の方」が 619 人、「障害者」が 256 人、「居宅・相談センターを利用されている方」が 266 人であります。そこで、避難訓練でのこの名簿の活用でありますが、実は、平成 29 年度奈古地区の防災訓練の際にこの名簿を自治会長にお配りし、一部の障害者にも参加していただき訓練を実施したこともありましたが、その後の自治会長との意見交換を聞いてみると、本来、避難が困難な方に、実際に訓練に参加していただくというのは大変な危険が伴い、事故があっても困るという強い意見もあり、現在はそういった方の参加は実施しておりません。今後、参加していただくとすれば、例えば、名簿に登載された避難行動要支援者の方を動かさずに、避難の支援者の方が要支援者の自宅に赴き本人確認を行うといったような机上訓練的な方法もあるのではないかなというふうに思っております。

次に２点目の、難病患者に対する要支援者名簿の作成状況と記載の内容等のレベルについてであります。本町の避難支援計画には、それぞれ対象となる方の特徴と災害時に必要とされる配慮を想定して記載する事項を定めております。具体的には対象者の氏名、生年月日、性別、住所（居所）、そして電話番号、避難の対象となる災害区分、また、対象事由の区分として高齢者か障害者か、その他の別と避難支援を必要とする事由、非常時連絡先、担当民生委員、そして避難支援者が誰かいうふうなことになっています。また、避難支援計画には、避難時に配慮すべき事項として、歩行や視覚・聴覚の障害状況の事、言語や文字の理解が難しい、危険なことの判断等認知機能についても掲げ、対象者が必要とする具体的な支援内容が分かるようにしています。更に、避難の際に必要な事項として、避難場所、避難経路、支援方法、更に、特記事項として、普段いらっしゃる部屋・寝室等の位置も記載するようにしております。また、難病者の情報については、県の担当課へ災害対策基本法第 49 条の 10 第４項に基づく情報提供依頼をすることになりますが、指定難病は、令和元年７月１日施行

の時点で 333 もの疾患があり、その特性は様々で、医療的ケアを常時必要とする場合もありまして、このような方につきましては、介護や障害認定を受けておられることで名簿対象となって、実は難病者であったという場合もあります。また、このような方につきましては、避難所においても医療が継続できる環境が必要となることから、一般避難所ではなく、福祉避難所等への避難対象としております。実は、昨年度、行政及び萩市内の医療機関、訪問看護ステーション等による難病患者地域支援ネットワーク事業運営会議というものが開催され、萩圏域における難病患者の災害対策について協議が行われておりますが、阿武町のみを切り分ける事は出来かねますけども、令和２年 11 月現在、萩圏域全体で指定難病に係る「特定医療費医療受給者証」の交付件数は、471 件（萩圏域全体）となっています。詳しい内容は割愛させていただきますけども、会議ではこうした萩圏域での状況を踏まえて、自力で避難が困難な方とそのご家族が災害時に適切な避難行動がとれるよう支援関係者、地域住民、行政等が実際の災害を想定して実施した避難訓練について報告がなされ、また、日頃から災害に備えることや発災時に避難する際に地域住民の協力が得られること、難病医療提供体制の重要性が再確認されたところであります。本町においても、阿武町総合相談センター、訪問看護ステーションあぶ等の関係機関や民生委員、自治会等との情報連携により、難病患者で支援が必要な本人及び支援者の状況を把握し、名簿の情報更新を図り、個別計画が実効性のあるものとなるよう一層の努力が肝要かと考える次第であります。

最後に３点目の、災害時のスタッフと行政との協議、役割分担についてであります。災害対策本部が「高齢者等避難」、或いは「避難指示」を発令した場合に、行政、具体的には健康福祉課から自治会長に連絡をとり、要支援者名簿の内、高齢者のみの世帯等について、自治会内の支援者に声を掛けていただき、場合によっては避難所までの避難誘導をお願いすることになります。一方、寝

たきりや障害者で介護を要とする方等につきましては、主に相談センターでありますが、社会福祉協議会が避難支援計画に基づき、福祉避難所との調整と避難者の移動を行うことになっております。また、民生委員に対しても、社会福祉協議会から連絡を行い、まず自分の避難を優先し避難所へ避難していただいた後に、避難して来られた要支援者の安否確認を行っていただくこととなります。なお、介護が必要な方に避難していただく福祉避難所でありますが、平成26年２月20日に阿武福祉会と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を結んでおり、具体的な福祉避難所は、奈古地区が恵寿苑、清ケ浜清光苑、福賀地区がいらお苑、宇田郷地区がひだまりの里となっております。因みに施設利用料でありますが、１日当たり2,390円、介護に必要な施設職員を増員した場合には、追加で一人１日当たり5,000円を町から阿武福祉会へお支払いするという手はずになっています。ただ、これ以外に食事代一食460円につきましては自己負担であります。何れにいたしましても、避難指示を発令した際には、要支援者に関わるスタッフの情報共有、連携が大変重要となりますので、そのためにも名簿の更新を逐次行いながら、災害が予測される際には事前に関係者で協議を行い、要支援者の方々が安心して迅速な避難が出来ますよう今後もスタッフ間でしっかりと連携を取って参りたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長　残り１分です。５番、再質問はありますか。

（５番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。５番、清水教昭君。

○５番　清水教昭　それでは、避難行動要支援者名簿ですね、これの避難支援等の関係者に提供する時、名簿をですね、市町村が平常時からの名簿情報を色々あろうと思いますけど、だけどこれには個人情報保護法が絡んできますね。外部の者に提供するには、やはりある程度の手続きが必要と思います。ではど

のような手続きをしていらっしゃるのかお聞きします。

○議長　健康福祉課長。

○健康福祉課長　先ほど町長の答弁でありましたように、民生委員さんが毎年調査されている調査が元になっておりますけど、その時に万が一災害が発生した場合等においては、関係機関にこの情報を提供させていただくという事を明記して、それに同意してくださる事を前提に調査を行っておりますので、本人の同意をまずとっているということでございます。

○議長　以上で５番、清水教昭君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休　　憩　　10時27分

再　　開　　10時36分

○議長　休憩を閉じて休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、４番、松田　穣君、ご登壇ください。

○４番　松田　穣　今回２項目の質問をさせていただきます。まず、項目１番、阿武町周辺の海の環境について、質問いたします。

私は、現在、定置網漁の乗組員と潜海の海士漁をして現在４年目になります。そんな中で毎日のように耳にするのが磯焼けの問題です。海士漁をしていて、年々海中に生える藻の量が減少傾向にあると、これは実際に潜ってみて感じております。また、先輩漁師の方に聞いても、数年前は鹿島周辺でも春先にアカモクが生い茂り、船が航行するのにプロペラに巻きついて航行不能になりそうなくらい密生していたという話も聞きます。そんな折に、４月26日付の新聞報道で、栄養不足により養殖のノリの色落ち等海の汚濁対策の基準見直しの記事を読みました。記事の内容は、環境省は東京湾、伊勢湾、瀬戸内海（大阪湾含

む）の３海域について汚染の原因にとなる窒素やリンを減らすための工場や下水処理場の排出上限を定めていたが、その排出削減計画を再検討するというものでした。確かに、農業でもそうですが、窒素、リン酸、カリは植物の生育における重要な栄養素です。奈古近辺では、鹿島周辺や宇久の港近辺での磯焼けが特に酷く、その近くにはたまたま下水処理施設もあります。また、お隣の大井でも、下水処理施設近辺での磯焼けが顕著に見られるという話も聞きます。磯焼けで減少する藻場については、そこに生息するサザエやアワビ、ウニ等の餌となるだけではなく、多くの魚類の産卵場所でもありますし、小さな魚が育つまでの隠れ家にもなります。現在、漁業者としては、毎年、奈古連合船団による海の清掃活動や港湾部の清掃、海士グループによるガゼ駆除やアワビの稚貝の放流等行っておりますが、残念ながら磯焼けに関して改善は見られません。今後、漁業者を増やしていくためにも阿武町の海の磯焼け対策は必要であると考えますし、現在、阿武町版ＤＭＯ観光推進協議会も進められておりますが、豊かな海の環境を回復、維持することは観光を推進する上でも重要だと考えますが、阿武町の考えは如何でしょうか？　現在、海で行われている海の環境保全、回復のための施策、また、将来的に検討されている施策等お聞かせいただけますようよろしくお願いいたします。以上の質問について、町長の答弁を求めます。

○議長　ただ今の４番、松田　穣君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　４番、松田議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、近年、沿岸域の環境を大きく左右する磯焼けの進行が問題となっており、これにより貝類、ウニ等の生息数の減少、藻場を住み家とする魚類の幼稚仔の生息場所の不足は、結果として、漁業者の所得にも大きな影響をもたらしているところであります。この問題につきましては、過去にも本議会におきまして何度

も取り上げられて来たところでありますが、磯焼けの原因につきましては、以前は、護岸のコンクリートや消波ブロックからの石灰質の流出が主原因との説もありましたが、現在は、ウニやアイゴ等による食害、また、海水温の上昇や海流の変化による貧栄養化のほか、海域の濁りによる日照不足により海藻類の光合成が不活発になることなども一因とされているところであります。このようなことから、町では以前から、自然条件や海況に左右される漁業から、管理し計画的に生産する漁業へ変換するために、町内の各漁協支店で実施されているアワビやキジハタの稚貝や稚魚の放流等の「つくり育てる漁業」への取り組みについても町独自の補助制度を創設して、鋭意支援してきたところであります。また、道の駅下の漁港においては、「自然調和型漁港」の承認を受けて、防波堤の沖側に着底基質と呼ばれる捨て石を主体とした藻場を約１ヘクタール造成するなど、貴重な藻場の保存、造成に努める一方、海藻類の生育に有用とされている鉄分や微量要素の補給のために漁業者の皆さんが海に泥や灰、或いは石炭火力発電所から出るフライアッシュ等に鉄粉を混ぜた団子、所謂鉄炭団子でありますが、これを投入する事業等についても取り組んできた経緯もあるところでありますが、磯焼け対策としては、大きな成果を上げることが出来なかったのも事実であります。ここで、議員ご指摘の、下水処理と水産物の減少や養殖ノリの色落ちにかかる新聞の記事の内容についてでありますが、対象が東京湾、伊勢湾、そして瀬戸内海であり、比較的閉鎖的で海水交換がしづらい海域であることから、赤潮の発生源のプランクトンの養分となる窒素やリン等の所謂栄養塩の排出について上限値を設け、厳しく規制してきたことにより、水質は良くなったものの、一方で栄養不足が生じたことから、新たな管理制度を創設して、基本方針を踏まえた中で、関係海域の知事が実情に応じ栄養塩の排出濃度等の調整が出来るというようになったとの報道であります。なお、下水処理場の近くにおける磯焼けにつきましては、日本海等における排出基準は

先ほどの閉鎖的な海域ほど厳しい基準ではありませんが、阿武町内で稼働しております漁業集落排水及び農業集落排水施設における放流水質にかかる基準値は、ｐＨ（水素イオン指数）これは厚生省の浄化槽対策室長通知により5.8から8.6の所謂「中性」的なところで定められており、また、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）につきましては、建築基準法により定められた１リットル中20ミリグラム以下、更に、ＳＳ（浮遊物質質量）は、農林水産省構造改善局長通知により１リットル中50ミリグラム以下で管理するよう規定されており、この３項目は各処理場において、月１回測定管理するよう定められているところであります。そして、その結果としては、町内の処理場における排水は、何れも規定値内で管理されているところであります。

そこで、松田議員のご質問の主旨は、先ほどの瀬戸内海等に倣って、水質、排出基準の緩和が海水の富栄養化を向上させることによって磯焼けの解消に効果があるのではないか、また、考慮してみてはどうかというご提案であるというふうに理解したところであります。ただ、元々排出基準は、工場排水や下水道処理水等からの栄養塩の排出等により海水の富栄養化が高まり、プランクトン等の大発生による赤潮や水質の悪化による漁業資源への悪影響等を減じるために出来た法律に基づき科学的な根拠をもった基準であり、実際のところ、例えば奈古地区においても、昭和の時代には、家庭からの雑排水、極端な例としては牛舎や畜舎からの汚水排水を無処理で河川に垂れ流すような状況も現にあったわけでありまして、これが全ての原因とは申しませんが、沿岸部、特に湾内で大規模な赤潮が頻発し魚介類を死滅させ、沿岸漁業に大きな被害があったことも事実であります。こうした中で、例えば、郷川河川の直ぐ先の所謂鹿島湾では、現在、地元漁業者のヒラソ等の養殖施設が設置されていることは、松田議員も良くご承知のとおりと思いますが、万が一にもこれに被害があるようなことは決してあってはならないわけでありますので、ご提案のように、一

定の規制の緩和が磯焼けの解消に何らかの効果があるとしても、正に両刃の剣であり、相当慎重であるべきだと考えますし、そもそも国レベルの問題であり、町の判断でどうこうということは現実問題として難しいと考えます。従いまして、今言えることは、今回の基準の緩和による効果等を見据えた中で、現時点で取り組んでいる各種の磯焼け対策等について、粘り強く取り組んで行くことであろうと思います。

次に、奈古連合船団によります海の清掃活動や港湾部の清掃、また、海士グループによりますガンガゼ駆除やアワビ稚貝の放流につきましては、漁業者の皆様方には長年にわたり、漁港近辺の環境保全や水産多面的機能発揮事業を活用した藻場保全や海の監視強化についてご協力をいただいているところでありますが、磯焼け等の改善が見られないから活動をあきらめるというのではなくて、現状以上の悪化を防止するためにも、地道に継続した活動をすることが必要であろうと考えるところでありますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げる次第であります。また、豊かな海の環境を活用した観光とのコラボレーションでありますが、昨年８月９日、10日の２日間にわたり「１日海士体験」を実施したところでありますが、当日は、町内をはじめ萩市、益田市から９組23人のご参加をいただき、日頃は体験できないサザエ捕獲を楽しんでいただいたところであります。このイベント開催にあたりましても、海士グループの皆様には、色々とご協力をいただいた結果実施できた事業でもあり、海辺でゆったりとした余暇を過ごすためには、きれいな海、自然豊かな海を保全していく必要があると改めて感じたところでもあります。こうした中、海の環境保全、回復のための施策でありますが、町といたしましては、現在皆様方が活動をしておられる水産多面的機能発揮事業につきましては、引き続き活動支援のための補助金を継続して参ります。なお、一例でこのような活動により捕獲されるウニを、神奈川県ではキャベツの廃棄部分をウニの餌として与える

「キャベツウニ」の養殖例があるようでありますが、このような先進的な研究や試験を実施されるといった場合には、町としても支援も検討して参りたいと考えているところであります。

最後に、将来に検討している施策等についてでありますが、阿武町の海岸線の総延長は約20キロメートルといわれておりますが、重点的に整備が必要な箇所、或いは対策等につきましては、漁協或いは漁業者の皆様方の声が一番でありますので、色々ご意見やご要望をお伺いし、国や県への要望等も含めて、しっかりと対策を進めて参りたいと考えております。また、漁業関係者との意見交換会もコロナの関係もありますが、可能な限り早めに実施したいと思っておりますので、その際にはご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上で、答弁を終わります。

○議長　４番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（４番、松田　穣議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。４番、松田　穣君。

○４番　松田　穣　再質問ですが、確かに先ほど言われた水質基準などに関しては正直諸刃の剣でもありますし、国の基準ですので難しいとは思います。ただ、実際僕ら潜ってみてやはり磯焼けしている場所としていない場所があるので、そうした部分の比較ですね、そういった部分を何かしら見える形で調査出来ないかなと、そういった思いも実際にあります。やはり今まで先ほどおっしゃられた鉄炭団子などの対処療法ですね、我々としてはやっぱり人間の病気と一緒で、まず健康診断なりで症状を見ていって原因を探って出来る事を対処していくと、で、ここ何年かの間でも水中に沈めると10年間位こう藻場の生育に必要な鉄分、養分とかが溶け出していくような素材のテトラポットを作っている会社がやってたりとか、そういった情報もあります。こういったものに関してちょっとお願いなんですが、情報収集とこの辺り要望があれば出来ればそう

いったものに対しても町の方で援助いただければと思いますので、そういったところもお伝えさせていただければと思います。

○議長　はい、町長。

○町長　先ほどもちょっと言いましたけど、なかなかその本当の核心の原因というのが定かになっていないというのも現実だというふうに思います。前は今海岸線が全部国道が通って擁壁が出来てその外側には消波ブロックが出来て、それでコンクリートが痩せていく。そこに石灰分、要するにコンクリートの成分が流れ出て、あたかも岩が白化していきますから、牡蠣とかが残った形で白くなっているのでそういうイメージもあったんでしょうけど、その白化していくということがあって、そこから出た石灰分あたりの悪影響があるという説が主流でありましたけど、それがだんだん今は必ずしもそうではない、ウニであったりアイゴとかそういった藻を食べる魚が結構食べておって藻を全部食べてしまうという話をあるし、また色々諸説があって書物も色々出ております。私も何冊か読んでみた事はありますけど、人によって学者さんによって考え方が違うというふうな事がありまして、定説が動きつつあるというこういう状況であります。そうした中で、これも先ほども申しましたように鉄炭団子ではないですけど､漁師さんも色々な取り組みをされていらっしゃいますし、町の方もその事について援助もして参りました。ですから、やはりまずは一番大事な事は、本当の原因を究明するという事だというふうに思いますが、この事は我々のとても手の届く事ではありません。それは、大学であったり研究機関でやっていただかくしかないというふうに思いますが、これに対して、一定の対策がこうであればこうだよという事であれば、それは皆さん方が取り組まれるという事であれば、町としてもそれについて援助していく事はもちろんやぶさかでないという事でありますから、ぜひ、皆さん方の方でですね、多分特効薬はないと思うんです。そしてまた、じゃあ基準を緩めますかという事は、片方が良けれ

ば片方が悪くなる。正に諸刃の剣のような状況もあるし、私どもも若い頃には見て参りましたけど、今でも時々ありますが、この日本海の沿岸全体が真っ赤に、プランクトンが死んで赤潮が発生して大変な状況になる。で、そこの沿岸部におる魚貝が死滅するというふうな状況が何回もあったわけでありますから、そこのところのやっぱり難しい問題があるなというふうに思いますし、緩めたら緩めたで今のような事があるし、締めたら締めたで施設としてはそれが海水を貧栄養化になっていくと言う事で、藻場の発生を抑制する方に働くということになって、なかなか難しいところであります。いずれにしても、私どもも色々研究或いは情報収集をして参りますが、漁業者の皆さんの方も色々な、とにかくやってみなきゃ始まりませんから全て答えがこれが完璧だということはないわけでありますから、こんなものをやってみたいというふうな事がありましたら、ぜひチャレンジしていただいて、それについては町の方もちゃんと支援していきますから、色々な事についてチャレンジしていただきたいというふうに思います。その点についてはしっかりと支援させていただきたいというふうに思っております。

○議長　４番、再々質問はありますか。

○４番　松田　穣　ありません。

○議長　それでは、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○４番　松田　穣　では、続きまして２項目目の質問に入ります。これは子育てにかかる費用についての質問です。

　現在、阿武町においては、保育園の保育料の完全無償化や高校卒業までの医療費無償化等、子育て支援に関して様々な取り組みをされています。ただ一方、小学校では毎月の校費の負担が重いという声も他の保護者の方から聞いたりもします。現在、私自身も小学校５年と６年の子供が阿武小学校に通っておりますが、小学校５年生からは修学旅行の積立金も加わって児童一人あたり年間約

９万円を11回に分けて毎月8,500円程度収めております。小学校４年まで一人あたりの年間約７万円を11回に分けて毎月約6,500円を収めておりましたが、確かに、５年６年と重なってきますと私の家内も負担が増えたように感じているようです。校費の内訳は学校での教材費や給食費、修学旅行費積立金ですので、利用するものを負担するのは保護者として当然というふうにも思いますが、子育てにかかる費用に関しては校費だけではなく、実際入学時に制服を買ったり体操服や習い事をすればその費用等の負担もあります。これがまた双子や三つ子といった多胎児家庭となると子どもの進学時の費用負担も同時に二人分の制服を買ったりという事を考えますと大きいように思います。保育園の保育料が完全無償化になる前は、保育料は第２子に関しては半額であったりもしましたが、小学校、中学校においても同様の支援が出来ないものでしょうか。また、子育てにかかる費用軽減に関しては、学校給食費の無償化を行っている自治体も全国約1740自治体の内76の自治体で無償化を実施、424の自治体が一部無償化や一部補助を行っております。これは平成29年度の実施状況なんですが、昨今コロナ禍の中では、昨年の緊急事態宣言下の休校時期を含む１学期間等期間を限っての給食無償化を実施したり、滋賀県高島市や神奈川県箱根町等、今年新たに給食費の無償化に踏み切る自治体もあったようです。子育てにかかる費用の軽減措置は、現在阿武町に暮らす子育て世帯や、地方への移住を考える子育て世帯にとっても移住先を選択する上で一つの魅力になるかとも思います。また、現在独身の若い世代においては、将来的に結婚して家庭を持つ上で経済的に負担が減っていくことは、結婚、出生数の減少に歯止めをかける一つのポイントに繋がるように思いますが、この辺りはいかがでしょうか？　以上の質問について、町長の答弁を求めます。

○議長　ただ今の４番、松田　穣君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　子育て費用に係る援助の問題についてでありますが、まず始めに、毎月の校費、つまり教材費や給食費、或いは修学旅行費積立金等を保育料や子どもの医療費のように無料化、または一部支援が出来ないかということであります。議員もご案内のとおり、所謂学級費は、それぞれの学校が独自に、学習の進捗状況や学級の様子等を鑑みて、個人が使用する学習ドリルや教材を選定し学校がまとめて購入しているものでありまして、教育委員会等が指定して購入しているものではありません。ここで、町内３校の学級費を申し上げてみますと、学校や学年で若干金額が異なりますが、概ね小学校では、年間11,000円から29,000円で、これに宿泊学習費や修学旅行費等が必要な学年もあります。中学校では、修学旅行費等も含めて年間で30,000円から50,000円程度で、給食費を含めると、年間90,000円を超えるような場合もあるようです。

こうした中、国においては、子育てに関する費用負担が少子化の原因の一つとの観点から、児童の養育に関する経済的負担の軽減措置として、児童手当や就学援助費などの給付による金銭的な支援策も講じられておりますし、一方で、近年では新たに３歳児以上の保育料の無償化制度も創設されたところであります。ここで少し話が逸れますけども、国のいう３歳児以上の保育料の無償化は、正確に言えば、所謂保育料の内副食費部分については保護者が負担すべきであるとされて、原則として無償化の対象となっておらず、現在も多くの市町村では副食費については別途徴収しているのが現状であります。ただ、阿武町においては、従前から副食費についても保育料の一部として合算徴収していた経緯から、改めて切り出しての別途徴収は適当でないとの判断から、合わせて無償化の対象に含めた経緯があるところであります。また、これと併せて、本町においては、国の無償化の対象外の３歳児未満の保育料についても無償化の対象とし、結果として、全ての子どもの保育料の無償化による保護者の負担軽減を図っていることは議員もご承知のとおりであります。比較するのも何です

が、考えてみれば、例えば私が３人の子どもを育てている時代には、確か保育料は月30,000円以上負担していたと記憶しておりますし、現在、月に直すと一人10,000円から15,000円支給されている児童手当も、もちろん医療費の助成も当時は制度そのものが無く経済的には大変厳しい状況の中で子育てをしてきた様にも思います。だからどうだと言うわけでもありませんが、求めればきりがありませんが、経済的支援は相当な水準まで今既に来ているのではないかというふうにも思います。従いまして、その上に個人の持ち物にまで補助することが町民全体のご理解を得られるかどうか難しい状況ではないかというふうに考えております。因みに、先ほどの学級費の内学習教材に補助している地方自治体は、調べた限りでは山梨県に１町ありましたが、その町も個人の持ち物になるものには補助しておりませんでした。ただ、そうは言いながらもこうした支出が負担に感じられている保護者もいらっしゃるというご指摘も理解出来ないわけではありませんので、学校備品として共有できる教材は学校で可能な範囲で購入し、学習ドリルなどの学習教材等につきましては、昨年度１人１台導入したｉＰａｄをしっかり活用すること等で、学級費の負担軽減も図るよう関係者を交えて検討して参りたいというふうに考えております。

次に、学校給食を無償化できないかという事であります。阿武町の各学校の給食費につきましては、小学校が月4,500円、一食当たり255円で、中学校が月5,200円、一食当たり300円となっております。そしてこれは、年度末に精算されることになりますけども、小学校では、年額で47,000円前後、中学校では、年額で57,000円前後となっています。また、今年度からは、夏休みが短縮される分だけ若干年額が増えるわけでありますが、一食の単価については変わっておりません。また、児童生徒に係る給食費の総額につきましては、年間でだいたい1,000万円強となっております。そこで、この給食費でありますが、保護者からいただく費用は松田議員もご承知のとおり、米や肉や野菜等の食材費の

みの金額であります。給食には当然、これ以外に調理員の人件費や光熱水費、食器や調理機器等の維持管理や更新経費が必要でありまして、本町の令和３年度予算におきましては、1,300万円を別途計上しております。そして、これらのことを踏まえて山口県内の状況を見てみますと、給食費を無償化している市町は岩国市と和木町の１市１町で、半額助成しているのが上関町の１町あります。余り細かいことを申し上げると差し障りがありますが、これらの１市２町を見てみますと、元々財政が豊かで、以前の地方交付税の不交付団体であった時代から無償化している町や、防衛施設や原発関連施設の関係で、関連交付金等の特定の財源があるなど特別な財源の確保が可能な自治体が無償化或いは半額助成に踏み切っているように思います。これまで議会でも、給食費の無償化へのご意見もいただいたこともあるところでありますが、他方では、先ほどの保育料の無償化と副食費の国の基本的考えではありませんが、町民の中にも個人が食べるものを公費で賄うことに対する根強い反対意見があるのも事実であります。ただ、給食費の軽減による保護者の負担軽減が、子育て支援の充実した町として、Ｕターン、Ｉターンについての魅力の一つとなるということは私もご指摘のとおりだと思いますので、今後の色々な議論、そして財源の調達、また県内や近隣市町の今後の状況等を見極めた中で、判断して参りたいと考える次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長　４番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

○４番　松田　穣　ありません。

○議長　これをもって４番、松田　穣君の一般質問を終わります。次に、１番、市原　旭君、ご登壇ください。

○１番　市原　旭　それでは、町長に「２期目、これからの４年間について」伺います。また、合わせて私なりの提案をさせていただきたいと思います。

前期、一期目の４年間は、イージス・アショアの件に始まり、その後、新型

コロナウイルスとこれまで対応した事のない平常時ではない状態の連続です。町長は、防衛省と対峙し阿武町らしさを貫き、揺らぐことなく「阿武町を愛する気持ち」を前面に打ち出して折衝を重ねられました。また、続く新型コロナウイルスの件、現在も継続して対応中でありますが、昨年の特別定額給付金において職員のマンパワー、人海戦術といったアナログな方法を敢えて取り入れ、県内でも最速の支給開始となりました。今回のワクチン接種でも、人口の規模に即した対応を選択され、住民に対して分かりやすい対応を基本とされています。正に阿武町方式と誇ってよいものだと思います。今もなお難しい判断の状況は続いています。状況は様々で結果は時間が経過しないと分からない事も多くあります。その都度正しい判断をしていかなければならない立場、その時々は緊張の連続であると思います。私も微力ながらその判断の一端を担う立場として緊張感を持って遂行する覚悟であります。

さて、町長は、２期目に当たり「地方創生」「まちづくり」の種を播き、水をやり、発芽し、徐々に幹が伸び始めた段階であると表現をされています。阿武町地方創生事業の３つのプロジェクト「選ばれるまち阿武町創生プロジェクト」「森里海新たなしごと創出プロジェクト」「まちの縁側プロジェクト」とあります。確かに、各プロジェクト「種は、発芽し見え始めている」と私も感じています。しかしながら、それは、私が立場上状況や最新の情報を執行部から説明を受ける事が多い事から理解出来ていて、感じているのではないかとも思います。多くの町民はどこまで理解されておられるでしょうか、いささか不安になります。私に聞こえる町民の声は、「道の駅やら駅の周辺ばかり金をかけちょる。」「良うなるのは奈古ばっかり」と言った短絡的な批判の言葉です。私は、審議に関わり同意した立場であり説明責任があります。ですから、何故そうなのか、予算などについても都度説明しますが、正直なところ十分な納得はいただけません。確かに、駅周辺の柳橋分譲宅地に新築が建ち並び、道の駅の

リニューアルから立て続けにキャンプフィールド、今回のレストラン経営、そして今後のビジターセンターと続きますと、どこか何かしら「やっかみ」のような気持ちが生じるのは、いた仕方の無い事のようにも感じます。また、更にそう言った意見の方からは、それらに税金が投入されている事に対し非常にセンシティブで批判的な意見、怪訝な言葉が追い打ちをかけます。それが国の補助金であれ原資は自分達の血税であるといった思いです。そういったご意見も真摯に受け止めて、私なりに「出来上がった施設を地域に還元出来るように有効的に活用しなければならないですね。」と答えても、言葉足らずか説明がうまくないのか、憤慨した気分は収まらず残念ながら納得していただけません。町長も町の広報紙、ホームページ、各種集会などこれまで事ある毎に説明をされています。それでも町民の方々は、十分に納得されているわけでは無く厳しい意見があるのが現状です。それだけに尚一層の説明をされるべきです。コロナ禍の状況で人を集める事が難しい時期ですが、伝える方法を変えてみる事も必要かと思いますが町長のお考えを伺います。今後、特に「まちの縁側事業」は稼働し、その結果をもって「町民の稼げるに繋がる事」、「気持ちが豊かなになる、まちが活気づく」など、町にとっての「有益性」を明確に示して行く重大な局面になろうと思います。町長のお考えを伺います。

次に 移住者の住居について伺います。以前、柳橋分譲宅地を造成する際の説明で、道の駅をはじめ駅周辺の開発は、執行部から「コンパクトシティ」といった表現がありました。駅、学校、役所、買い物、病院は、ひとかたまりとなっていた方が利便性が高いとの説明でした。当然それは理想的であり、そういった人の集まる場所を提供し人口定住を図る事は、行政としては常道だと思います。ですが、片方で四季を楽しみ敢えて自然の厳しさを感じ、優しさにふれる生活をしたいと思われる方もおられます。これまでそういった方の対応は、空き家バンクを利用した古民家でした。移住された住居者の好みにリノベ、改

築出来るといった「阿武町版の空き家バンク」は、移住者の最大の魅力で楽しみであろうと思います。しかしながら、現在、既に多くの利用があり、所謂質の良い家屋、物件は少なくなっています。以前の一般質問でも述べましたが、田舎の家屋は、家族が多かった事や冠婚葬祭を始めお祭り事を家で行っていた事もあり、現在の家族構成とは必ずしも合わない事、更に納屋なども有り維持費も結構かかります。今後の移住者に対する【住居】について、新築の計画や自然派志向者に対する更なる分譲宅地など、住居に関する今後の展開、新たな施策など、町長のお考えを伺います。

次に、新型コロナウイルスの状況を受けて都会に暮らす方々が田舎暮らしを検討されている事は前にも申しましたが、「娘も帰りたいと言うんだけど仕事がないんよねぇ」と住民の方から伺いました。つまりＩターン者のみならずＵターン者も帰郷し、親の近くにふるさとでと思っても、やはり仕事がなければ二の足を踏む事となり踏ん切りはつきません。つまり移住、定住するには、「住まい」と「仕事」が「一対」であると考えますが、町長の「住まいと仕事」「雇用の創出」についてお考えを伺います。

次に、先程述べた「やっかみ」感情を生む原因の一つに、奈古地区と宇田郷、福賀地区の人口比、年齢構成の格差の影響が大きいと思っています。そこで、「宇田郷と福賀の２地区に特化した今後の地域づくりについて」伺います。人口は、奈古地区約2,100名に対し、宇田郷、福賀地区は各約500名ずつ、２地区合わせても倍以上の格差があり、その上非常に高い高齢化率、限界集落とさえ呼ばれている現実があります。そこに住む人々の地元を愛するが故に強く感じる目の当たりにする地元、ふるさとの衰退。そういった現実を打破してほしいという思い。それなのに、町が投資するのは中央ばかりとつれない思いを口にされる方は多くいらっしゃいます。それぞれの地域に応じた予算が配分されている事は、住民の方々もご理解されていますが、先程も述べましたが、高齢化、

限界集落への危機感、後継者不足に対する不安、人口減に特化した対策を早急に講じてほしいと地域の誰もが願っています。私が高校時代に聞いていたロックバンドは「社会の歯車にはなりたくない」と歌っていましたけども、あれから半世紀が経ち、今、住むふるさとは過疎地と呼ばれ、そこでは一人一人が掛け替えの利かない大切な人材であり、お一人お一人が屋台骨の存在です。ただ、悲観的にならずとも、今なら地域文化の伝承者から直接話が聞けているのも片方では事実です。数人しかいない若手に昔話をしてくれる大先輩が私の近くにもまだご健在です。高齢者の方から伺い知るその土地ならではの歴史、習わし、行事など人々の生き様、証を残す事が出来ます。つまり、この事は「温故知新」的な古い考え方かも知れませんが、先人の思いを残す、繋ぐ事になります。そういった意見を伺う時間を設ける事は、幅広い年齢層の人に地域づくりに参画していただくことに繋がり、町長も言われています「人ごとではなく自分も含めた地域づくり」に繋がると考えています。そう言った意見、お話を聞ける人材として、地元に住む若手が望ましいのですが、いなければ近年町内に多く派遣されています「地域おこし協力隊」、「地域支援員」などの人員配置を早急に検討すべきだと感じています。一定程度の人口がおられる今の内に着手する必要を強く感じるからです。外部から来たからこそ見つかる発見、初めて経験するから気付く事、外から目線の「ひらめき」があると感じます。この時期を先送りすれば、更に高齢化し自分の事を守る自助すら難しい状況となり、共助はおぼつかず、地域づくりなど到底無理といった状況になりかねません。また、海や山里に恵まれた環境をアピールし 多様化した都市部からの移住、定住を引き寄せるなら今しかないと思います。また、この「協力隊、支援員」に地域づくりの事務局的な活動も委任できると考えます。更に、この両地区には違った形の地域をまとめている組織があります。一つは、「統合自治会制度」をいち早く取り入れた宇田郷地区、一方、福賀地区には、地区内の交通を再考した

「福賀の暮らしを考える会」であります。まずは「地域全体で地域づくりをするんだ」という気持ちを奮起させ、外部の目を入れ地元の再発見を行い、リーダーシップを発揮出来る団体で今後の方向性を決定し、全住民で行動して行く事、当然、行政及び支援員或いは協力隊は事務局として寄り添い、方向性を１つにして行くべきだと考えます。「宇田郷、福賀地区に特化した地域性、環境を活かした地域づくり、定住者の確保、雇用の創出」を急ぐべきだと考えますが、町長の２地区に対する展望を伺います。

さて、次に「実家を完全に手放して離れていく事」について伺います。近年の動きとして実家を手放したいといった考えの方が増えて来ていると感じています。以前は、完全に手放す方は少なかったと思います。人の住まない空き家にして未管理な状態よりも貸して住んでいただいた方が家が痛まないというような考え方で「空き家バンク」に登録される方は、確かに多くいらっしゃいました。それが最近、田畑を法人で預けている方で、定年後或いは老後も帰郷して生活する気もないので法人で購入してもらえないか、または無償で譲渡するといった方もおられます。寂しい事ですが、これが現実で、老後は田舎でのんびり暮らすといった考え方は気薄になってきているように感じます。まちの暮らしに慣れて、ましてや実家以外に家があれば逆に田舎の財産は不要となるどころか、税金が掛かりお荷物と化してしまうといったところでしょう。残された地元側の立場からは、それらは、放置すれば耕作放棄地、未管理山林となり危険家屋ともなります。それらが原因で鳥獣被害を助長しかねません。こういった事にならないような積極的な対策、それらの物件の有効的な利用はないものでしょうか。町長に伺います。

次に、「(仮称)阿武町版ＤＭＯ観光推進協議会について」伺います。この協議会を設立する際の説明で、選ばれる町をつくるため、道の駅阿武町とＡＢＵキャンプフィールドをハブとして新たな観光づくりを進めていくと説明があり

ました。“稼げる町”を目指してという事でＴＶでも放映をされていました。実際、私も所属する法人が協議会に参加する事を決定し初回会合に参加しました。町内の多種多様な人の集まりで、これからどのような展開になるのか楽しみ半分どのようにまとまっていくのか不安半分といった印象を受けました。町長としては、どのような展開を望んでおられるのか伺います。３月22日の「説明会」から感じていたことなのですが、会自体に課せられた任務は、「キャンプフィールドをハブとした新たな観光づくり」という事だと理解しましたけれども、ただ、主となりリーダーとなり指針を示す者の存在を感じませんでした。その後の会合で３地区から各１団体（１名ずつ）役員の選出があり決定をしました。これは完全に私の私感でありますが、適任者が代表者となられましたから如何様にでもなるとは思いますが、それでも単なるボランティア活動の延長線の協議会ではないのであれば、役員の代表が総責任者というにはハードルが非常に高すぎる印象を受けています。以前、町長は、キャンプフィールドの完成予定図を示された時に「やはり餅は餅屋で出来上がりの完成度、クオリティが違う。」と言われていましたけれども、この「観光推進協議会」についても幾分かのプロのご意見を参考に出来ないかと感じました。また今後の動きは明確ではないわけですが、有志が数十名集まったに過ぎない状況で、それぞれの思いは決して一つではないと感じています。私は、これまで長い間「福賀大農業まつり」の開催に携わっていますが、この観光協議会でイベントを主催するにしてもスタッフが足りないと感じています。それなりの予算も掛かります。農業まつりについては、年に一度の事なので無償であっても本人が一番楽しんでいるので情熱を燃やし手間をかけても出来ていますが、「儲けようとするおもてなし」は、「農業まつり」とは全く次元が違うものだと思います。町としては、観光推進協議会に何処まで関与されるつもりなのか。予算の計上はされるのか。責任の所在は何処なのか。誰なのか。事務局を担当課の中に設置され

る事は無いのか。地域を挙げてのイベント展開を検討されるのか。それとも今後は全て協議会に任せるといったおつもりなのか。今後、仮称であった会の名称が正式なものになり定款、規約などを決めていく事になると思います。　まだまだ決めかねている部分もあろうかと思いますけれども、町長の今現在のお考えを伺います。

最後に高齢者の一人暮らしについて伺います。既に町内のほぼ半数は高齢者です。一人暮らしの高齢者が多くいらっしゃいます。長くご夫婦で暮らしておられて、一人になられて「一人の方がよっぽど気が楽よ」と気丈に振る舞っておられる方もいらっしゃいますが、やはり聞けば「もし病気になって電話もかける事が出来なかったらどうしよう」とか「このまま目が覚めなかったら」と思って逆に寝付きが悪かったとか、体調の変化、孤独感、もしもの時の対応など 一人だからこその不安を口にされます。寂しい話ですが、孤独死といった話も聞きます。地域で見守る「地域包括支援」が必須です。長門市の俵山地区では、黄色い旗運動を展開されていて、住民が軒先などに毎日朝から夕方にかけて黄色い旗を掲げ「元気です」という安否を周辺にアピールされているそうです。旗の掲示がなければご近所の方が確認に行くといった事をされているそうです。高齢者は特に仕事も出来ない寒い日は部屋に籠もる方もあります。現状では、民生委員、社会福祉協議会の見守りや訪問活動で対応されていたり、自治会で気配りをされておられます。やはり、いざという時助けてくれるのは隣人といった事になろうかと思いますが、四六時中365日お互いを気遣う事は難しい事です。福賀地区で以前スマートフォンアプリＬＩＮＥの使い方講習会をした事を紹介しましたが、普及率が如何程かは分かりませんがこのスマートフォンを使った安否確認アプリもあります。単純にＬＩＮＥで数十人単位のグループを作りお互いを気遣う事も可能かと思います。今後の【町の一人暮らし対策】について町長に伺います。２期目、これからの４年間について、提案も

合わせてさせていただきました。町長のご見解を求めます。

○議長　ただ今の１番、市原　旭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　ただ今、市原議員から、私の町政の２期目、これから４年間について、大きく７点のご質問をいただきましたので、順次、お答えして参りたいと思います。

最初に１点目の、地方創生やまちづくりの諸施策が十分町民に伝わっていないのではないかとのお尋ねであります。国において、「まち・ひと・しごと」とされる地方創生のキーワードですが、本町において、私は「持続」、「循環」、「森里海」、「暮らし」、「稼ぐ」、そして「誇り」、「場づくり」、「チャレンジ」といった考え方であると思っております。市原議員ご指摘のとおり、主要施策である地方創生の３つのプロジェクトの内、特に「まちの縁側推進事業」は、道の駅及びキャンプ場をハブとして町内全域に経済的な恩恵が行き渡るようなしくみを作るもので、現在、阿武版ＤＭＯの体制づくりと平行して、一次産業をベースとした体験プログラムの造成を行っております。これにつきましては、年間40万人を集客する道の駅を拠点施設として、各種の町の情報発信と更なる魅力増進、そして、道の駅との相乗効果を狙って観光交流施設となる「ＡＢＵキャンプフィールド」と「ビジターセンター」の整備を行っているわけでありますが、それは町全体で見れば、所謂「ベースキャンプ」のようなものであって、阿武町に来訪し、興味を持っていただいたお客様をガッチリと受け止め、色々な仕掛けを通じて奈古地区だけではなく、福賀地区や宇田郷地区にも人とお金を誘っていこうと言うものであり、全体構想が壮大なものであり説明も難しく、また、たまたま場所が奈古地区の道の駅の横でありますので、町民の方々には分かりにくい上に、特に、福賀地区、宇田郷地区の方にはご理解がいきにくい面もあるようでありますが、このことについては、効果を町全体に

伝播し町全体の振興に大きく資する事業として実施していることを是非ご理解賜りたいというふうに思います。また、この事は、広報あぶやホームページ、最近ではＹｏｕＴｕｂｅ等の映像も活用して情報発信に努めると共に、積極的にマスコミにも投げかけ、多くの取材や報道もいただいておりますが、なかなか新しい考え方を町民にすべからくご理解していただくことは難しいことだなというふうに私も実感をしております。今は新型コロナ禍で、まちづくり懇談会や各種の集会等が困難な中ではありますが、私も極力機会を作って説明と対話をこれからも図って参りたいと思います。こうした中、この４月の下旬からリニューアルオープンした「遠岳キャンプ場」は、新型コロナ禍ではありますが、ＡＢＵキャンプフィールドスタッフの地域おこし協力隊や集落支援員のフィールドワークとモニタリングのために、これまで１日１人100円の料金体系から、１サイト3,000円から5,000円の大幅な価値の創出を行ったところでありますが、県内外から子育てファミリー層を呼び込み、道の駅での食材購入のほか、既に利用者が西台や惣郷川橋梁など町内各地への人の流れが出来つつあり、今後のお金を落としていただく仕掛けが重要であると思っております。

次に２点目の、移住者の住居についてでありますが、実は、奈古地区の漁業集落、奈古浦でありますが、ここは路地も狭く空き家も多かったところでありますが、最近は「阿武町暮らし支援センターｓｈｉＢａｎｏ」の開所をきっかけに、古民家を改造したリノベーションも進み、飲食店やゲストハウスなど若者向けの店舗も増えて人の動きが生まれ魅力も増進しています。市原議員ご指摘の阿武小学校など文教エリアに近い柳橋分譲宅地も29区画を整備して、既に18区画が売れるなど好調で、町外から子育て世帯の転入も多くあるわけでありますが、これは、町内各地で行っている町の魅力増進イベントや元気さが伝わって魅力を感じていただいているのからだとも思っております。こうした中、町内全域で実施している空き家バンクは、安い売買価格や安い家賃、また自由

にＤＩＹでリノベーションが出来ること等が好評で、空き家リフォーム補助金、住宅取得補助金もご活用いただきながら、海辺と山間部の両方がある町として奈古、福賀、宇田郷でバランスよく利用されて、最近では空き家活用の理解も進み、実は程度の良い登録物件が結構増えて来ています。コンパクトシティとまでは言いませんが、生活拠点の奈古地区の中心部の整備と合わせて、各地区での空き家活用によるＵＪＩターン施策、そして、各地区同士の周辺部との交通ネットワークを結ぶことは町全体を牽引する意味でも効果が高いと思っておりますが、１／４ワークスやニューファーマー、ニューフィッシャー、地域おこし協力隊などで一次産業振興など、今後も福賀地区や宇田郷地区での町営住宅等もニーズを見極めながら整備の検討も進めて参りたいと思います。

次に３点目の、「住まいと仕事」、「雇用の創出」についてでありますが、住まいについては、空き家活用をベースとし必要であれば住宅整備、そして、仕事については、福賀地区は農業、宇田郷地区は漁業を中心とした一次産業の振興を柱として大地に根ざし地に足をつけた「職住一体」を基本に進めて参りたいと思っておりますが、ここでくれぐれも抽象的に「何かしてほしい」とか、「何もしてくれない」とか言う「何か、何か」という、自らの発想を棚上げし、漠然として責任の伴わない受け身、他力本願ではなく、「こう思うから、こういう施策をしてほしい」とか「こんな風にしたいから、こんな支援がしてほしい」と言うような主体的かつ具体的な提案や要望をぜひ上げていただきたいと思っております。理に叶った自助努力の覚悟を持った要望であれば、私としても少々の無理をしても、可能な限り予算をつけて、しっかりと答えていきたいと思います。今、自然に恵まれた本町は、森里海関連の新たな観光の芽が出てきました。そして、来年春から利用開始予定の光ファイバの整備工事が始まっていますが、これも起業やしごとの創出、田園回帰の大きな起爆剤になると考えています。

次に４点目の、福賀・宇田郷地区の２地区に特化した今後の地域づくりについてでありますが、人口3,100人の内４／６（といいますか２／３ですけども）の約2,100人が奈古地区に住み、福賀地区、宇田郷地区はそれぞれ１／６の約500人ずつとなっています。高齢化率は奈古地区が46％、福賀地区が約60％、宇田郷地区が約58％、町全体で約50％であります。こうした中、町内でも一次産業を主体とした福賀地区、宇田郷地区はとりわけ「ふるさと愛」が強く、市原議員の福賀地区においては、以前から福賀大農業まつりや神楽舞など特色ある様々な地域づくり活動を行ってこられました。ますます進む過疎化、少子高齢化で大変苦しい時ではありますが、「持続可能な地域社会総合研究所」所長の藤山浩さんのレポートでも、今、宇田郷地区は30代の女性の転入率が高く、実は若返りで活力が高まっていたりするようで、株式会社宇田郷定置網の振興による活性化や住宅整備など効果が表れていると感じますし、市原議員ご指摘の地域おこし協力隊８人の配置につきましては、私としては地域バランスに配慮した中で、現在、奈古地区が２人、福賀地区が４人、宇田郷地区に２人が居住していますし、今後も地域バランスに配慮した配置を行っていきたいと思っております。この他、町外から転入する役場の新入職員についても、努めて地域に住むように指導をしているところであります。よく地域活性化には「よそ者、若者、馬鹿者」が必要と言われますが、こうした人たちは「ゼロ」を「イチ」にする強いバイタリティがあります。地元に住む方々と地域おこし協力隊に限らずこの町に魅力を感じて移住する人たちとが一体となった地域づくりを進めていく上で、例として出された宇田郷の統合自治会制度や、小さな困り事の解決のために互助の精神で活動されている「福賀の暮らしを考える会」のように、地域の課題を自ら掘り下げて地域で解決する手法、これにはリーダーの輩出のほかに、これらの所謂「若者たち」との専門的なコーディネーターも必要となって参りますが、町としてもこうしたボトムアップの活動も積極的に

支援をして参りたいと考えています。

次に５点目の、実家を完全に手放し離れていくことの対応についてでありますが、空き家バンクについては、２点目の移住者の居住についてお答えしたとおりでありますが、家の他に、田んぼ、山も深刻な状況もありますが、家の活用はもちろんでありますが、田んぼは、農業法人がなければ耕作放棄で大変なことになりますし、山林については、町で推進する自伐型林業などもありますので、阿武町の土地や自然を次世代に繋いでいくしくみづくりも考えていく必要があるというのはご指摘のとおりであります。空き家バンクでの活用の他に、公共的用途の見込めるものは町が取得し改修して利用するというふうな手法も考えて参りたいと思います。

次に６点目の、「（仮称）阿武町版ＤＭＯ観光推進協議会」についてでありますが、民間主導の観光開発も目指し、事務局は、道の駅の指定管理者である株式会社あぶクリエイションが担う予定であります。また、役場や農協、漁協、商工会、森林組合といった各種団体は、オブザーバーとして後方支援を行う予定になっております。町としては、事務局とも連携し円滑な組織運営が可能となるよう共に取り組んで参ります。新たな観光づくりに対して、会員の皆さんが実践したいという事をどうすれば実現できるのか一緒に方法を検討したり、補助金などの支援メニューの活用を行ったりと、民間主導で会員の方が主体的に活動できるような支援をしっかりと行って参りたいと思います。また、道の駅やＡＢＵキャンプフィールド、各会員や地域の持つ資源等も活用したイベントなどの展開も今後一緒になって検討して参ります。なお、予算でありますが、これにつきましては入湯税約200万円を財源として補助金交付することで関与して参りますが、その他には会費、そして将来、組織の活動が活発となった場合には、県等の補助金を積極的に獲得していく予定であります。また、名称については、先日、会員の投票により「阿武町観光ナビ協議会」というふうに決

定し、設立当初の会員は15団体と聞いております。

最後に７点目の、高齢者の一人暮らしについてでありますが、先ほども触れましたが、本町の人口の２人に１人は高齢者という状況であります。また、独居高齢者世帯は、約400世帯にもなっておりまして、これらの世帯は民生委員さんを始め社会福祉協議会、友愛訪問員さん等による地域の見守り対象として把握され、行政との情報共有を図っているところであります。また、災害が発生しやすいこの時期、梅雨時期においては、独居で自力で避難することが難しい高齢者については、自治会による見守りと発災時の避難の支援をお願いしているところでありますが、住民にとって、身近な自治会での平時の見守り・支援体制が災害時においての避難支援活動に大きな力を発揮することになります。ただ、今後、高齢化の進展に伴い、自治会によっては、支援者となる方が大きく減少し、これまでの見守り体制では自治会の皆さんのご負担が過大となることも容易に予測されるところであります。こうした中、議員がご懸念されているように、独居高齢者の方が日々不安を抱くことのないよう、地域での見守りの充足を図っていくことは正に必須であり、今後の高齢化の更なる進展を考慮すると、これまでのような支援者が直接自宅訪問や地域での声かけをする活動も難しくなるわけでありますので、こういった直接対面という方法以外の方策も検討していく必要性を感じているところであります。現在整備中の光ファイバは、私は、ある意味こう言った事の切り札となる情報インフラと捉えて、多額の経費はかかりますが整備を図っているところであります。現在は、お一人で何人もの対象者を抱えて、足を運び、安否確認に時間と労力をかけていただいておりますが、今後は最新の高速・大容量の通信技術を駆使して、見守る側にも見守られる高齢者にも優しい、簡単で分かりやすい双方向の通信情報システムによる見守りについて研究を行うとともに、住民の皆さんとの協議を重ねて、情報通信技術による新たな見守り体制の構築を図り、安全安心な地域共

生社会の実現に努めて参りたいと思う次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長　１番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（１番、市原　旭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。１番、市原　旭君。

○１番　市原　旭　業績或いは結果をみて評論するだけなら安易な事でありますけれども、何もない白いキャンバスの上に表現していく勇気、決断、判断、それに伴う葛藤、町長のそれらを察するにあまりあります。行政に深く関わるようになりまして、私も特に強く感じるようになりました。二期目の花田町長の町政、阿武町の３地区それぞれの特徴、自然、四季折々の風景や人柄、なりわい、それらを遺憾なく発揮していく事はまちづくりの原点だと私は考えております。町長はどのように思われますか、ご見解をお願いいたします。

○議長　町長。

○町長　本当に白いキャンバスと言いますか、真っ白ならまだいいんですけど、やはり先ほどの話の中には、私いつもこれ思うんですけども、やっぱり奈古、福賀、宇田郷という昭和 30 年（1955 年）にあった昭和の大合併のやはり地区的な意識というのはやっぱり今でも完全になくなっているわけでもありませんし、完全にやっぱり地理的な要素が違いますし、産業の成り立ち或いは仕組みが違いますから、それを全部一緒とかという話は現実無理だと思っておりますが、ただ、気持ちとして今随分と阿武町は一つだという気持ちは出てきているというふうに思います。ですから、その中で新しいものを、真っ白ではないかもしれませんがその中に色々な絵も描いていくという時には、一番今日市原議員のおっしゃりたかった事は、しっかりと説明しなさいよという事だというふうに思います。で、それが自分自身反省を込めて申し上げますと、思いとしては一生懸命伝えているつもりなんですけど、上田勝彦さんではないですが、伝

えている事と伝わっている事は違うと。いくら伝えたつもりでも、伝わなければ意味がないというふうな事をウエカツさんが言われていますけど、確かにそうだなと思いますし、今ＹｏｕＴｕｂｅ等でも動画で色々発信もしておりますが、じゃあ実際にそのＹｏｕＴｕｂｅを見られる方が何人いらっしゃるのかとなると、やはりそれはある意味やったやったの世界でもあるかなというふうに思います。ただ、それは辞めろという事ではなしに、それはそれとして色々な形で発信していきながら、考え方を皆さんに徐々に広めていくというふうな工夫は色々な形で今からも進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、色々な工夫を加えながら、色んな施策について皆さんにご理解いただけるような事をしていきたいと思っておりますし、また、人間は論理、理論だけで生きるものではありません。やはり感情というものがありますから、そこらは、そういったものはあるという前提の中で、全てが同一という話にはなりませんが、一定の地域バランスというものは考慮しながらやっていく事は必要かなというふうに思いますから、なかなか難しいバランスの状況にあるわけでありますが、私なりに一生懸命そういった皆さんに伝える事も今からも頑張って伝えてきたいと思いますし、また、一番大事な事は、やはり阿武町に選ばれる町と言いますように、この町に住んで良かったなという事を思っていただける実感していただける事が大事であります。それはもう理屈ではありません。実感であります。そういったものを本当に感じていただけるところ、本当に小さな配慮、そういうふうな事の出来る町でありたいと思っておりますから、いつもこのバッジをつけ、打てば響くという事を心にしながら色々な施策に取り組んでおりますので、今後ともまた不足の点がありましたらご指摘いただいた中で、それぞれ頑張っていけたらと思っております。以上です。

○議長　１番、再々質問はありますか。

○１番　市原　旭　ありません。

○議長　はい、再々質問ないようですので、これをもって１番、市原　旭君の一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて昼食のため休憩いたします。午後は１時から再開します。

休　　憩　　11時58分

再　　開　　13時00分

○議長　昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、２番、池田倫拓君、ご登壇ください。

○２番　池田倫拓　私は、先日給食センター運営協議会に出席しました。その中で、阿武町産の食材自給率を上げたいといった話が出ました。そこで、学校給食での、地産地消と食育について質問します。

食育ですが、これは国において食育基本法として制定されています。この法律では、食への知識から体験まで様々な角度から提唱され各省庁が連携し取り組まれています。今年３月に第４次食育推進基本計画が策定され、その中に学校、保育所等における食育の推進とあります。そこで、生産体験や地場産物の活用といった取り組みについても示されています。皆さんご存じのように阿武町は一次産業が盛んな町です。この利点を生かし阿武町を食育の町として各課の連携を図り生産者の組織を作る事を提案します。そうする事により、年間を通して安定した食材を確保し、子供達が阿武町の魚や野菜から四季を感じ、生産者の見える化を行う事で安心して食べることが出来、生産体験を行う事で、今以上に地域を学ぶ事が出来るのではないでしょうか。学校で行われている食育の現状と今後をどのように考えられているか、教育長の答弁を求めます。

○議長　ただ今の２番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長　それでは、池田議員の「学校給食での地産地消と食育について」のご質問にお答えいたします。議員のご質問は、「地産地消に係る生産者との組織づくり」、「学校における食育の現状と今後の展望」の２点と捉えております。

まず、はじめに「地産地消に係る生産者との組織づくり」についてお答えいたします。学校給食における地場産物の割合につきましては、全国平均は毎年度およそ26％です。阿武町においては、県内産食材の使用については昨年度84.1％、県平均65.8％を大きく上回ってはおります。ただ、町内産に限りますと、平成29年度までは30％以上を確保していましたが、平成30年度と令和２年度には29％となり、令和元年度においても30％と以前よりも若干低くなってきています。その要因としては、生産者の高齢化、需要と供給の時期や量のアンバランス、加工品の少なさなどがあると考えています。このことを改善するには、生産者や納入業者との意見交換、及び新たに納入してもらえる生産者やグループの開拓などが必要であると考えています。それには、給食センターとの間を取り持つコーディネーターが必須であるとも考えています。そこで、議員が言われるように、生産者、納入業者、農林水産課などとの協議会を立ち上げたいと考え、現在給食センターと教育委員会で検討をしているところです。

続いて、「学校における食育の現状と今後の展望」についてお答えいたします。はじめに、地産地消に関わる現在の取組についてご説明いたします。小学校においては、体験活動として田植え、稲刈り、サツマイモ栽培、スイカ栽培、学校農園での各種野菜栽培、キウイの授粉などをしています。また、無角和牛を学ぶ機会も設けています。更に、給食時間に生産者の方を招いてお話を伺ったり一緒に給食を食べたりして交流をしています。中学校においては、阿武町でとれた魚を材料として捌き方体験や漁業について漁業者の皆さんから話を伺っています。これらのことを通して、阿武町の基幹産業である一次産業に触れることで興味関心を高めたり理解を深めたりすると共に、育てることの楽し

さや難しさを学習し、また、生産者の方の思いや願いを知ることで、食べ物への関心を高め大切にする心の醸成を図る食育に繋げています。この他、食育として教科や給食の時間において咀嚼力を向上するメニューを取り入れたり、健康な体作りに関わる栄養指導を行ったり、社会性を養うための食事マナー指導等も行っています。今後については、一次産業の担い手になりたいと希望する子どもが一人でも多く育つように「一次産業で働く」という視点も入れて職業体験を兼ねた取組が出来ないか、学校や関係者に働きかけたいと考えています。

以上で、池田議員のご質問への回答といたします。

○議長　２番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（２番、池田倫拓議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。２番、池田倫拓君。

○２番　池田倫拓　私も今子育て中で、子どもたちを通して色々食育に対して学校の方でやっていただいているのは常々感じているところですが、一次産業の活性化と子どもたちを繋いでいくという部分で、農林水産課の方にお尋ねしたいんですが、今からこの生産者の組織を立ち上げていくに当たって、色々課題もあろうかと思うんですけど、その辺何かお考えがあればという事でお伺いします。

○議長　はい、農林水産課長。

○農林水産課長　先ほど教育長の答弁の中にもございましたが、阿武町内の農業の生産者も高齢化が大変進んで来ております。因みに、去年2020年農林業センサスによりますと、基幹産業の農業従事者平均年齢72.3歳、これが全国１位というワースト１ですね、こういった数値になってきておりまして、阿武町につきましては69.2歳という事で若干県に比べては若くなっているところでありますが、この生産者との組織の立ち上げという事でございますけども、実は私

経済課長時代に、道の駅の方の出荷者、産品の出荷ですね、こういったもののお話をする時に、やはり、ある時には道の駅の棚がじゃがいもだらけ、ある時にはトマトだらけというふうに、出来る時にはその産品ばっかりになるというような事が多々続いておりました。で、こういった事を今調整出来るコーディネーター、この中にもあったんですけど、そういった方をどなたかお願い出来る方がいないだろうかという事、で、その方が農家さんとの繋がりを持っていただいて、生産カレンダー、そういったものを仕組んでいただければ、もっと学校給食においても年間を通じてそういった町内産の産物が供給出来る体制が整えられるんだろうというふうに思っております。ただ、そのコーディネーターをどなたにお願いするか、どういった方がいいのか、これが解決出来ないままでここに来ておりまして、また、生産者の方、今法人もございますので、そういった方とも相談しながら、どういった方にお願いしたら一番うまくいくのか、そこら辺を検討していけたらと思っております。

○議長　２番、再々質問はありますか。

（２番、池田倫拓議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、２番、池田倫拓君。

○２番　池田倫拓　もう１回言いますと、これからの要望なんですけど、そういった動きで一次産業が活性化するのと同時に、直接そういった組織を立ち上げる事によって、食材への価格を抑えたりする事が出来、それが、引いては親御さんたちの経済的負担を軽減する部分になってくると思います。給食費の無料化という話はよく出ますが、そこまではやっぱり出来ない部分も阿武町ではあります。少しでもそういった部分で貢献出来る形にもなろうかとも思うので、またその辺を検討してもらってこの話を進めてもらえればと思います。

○議長　答弁はいいですか。

（２番、池田倫拓議員「はい」という声あり。）

○議長　これをもって２番、池田倫拓君の一般質問を終わります。次に３番、伊藤敬久君、ご登壇ください。

○３番　伊藤敬久　３番、伊藤が「移住・定住対策について」質問をいたします。

本年４月の臨時議会で、移住・定住対策事業に取り組んで以来、本年４月初めて社会増が11人あったと町長は挨拶されました。これは、平成19年から取り組まれた移住・定住対策事業、Ｕ・Ｉターン奨励金、住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金の充実、また、子育て対策として、高校生までの医療費完全無料化、保育料の完全無料化等子育て世帯への支援が、子育てしやすい環境整備の取り組みの成果が現れたとの事で評価されました。私も、町内人口が増える事は移住・定住対策事業の成果と評価するところです。多くの移住・定住された皆さんは農業・漁業の担い手として、また、起業し町内産業の推進に寄与、活躍されていますが、空き家バンクを活用して移住された方の一部に移住時の約束を守らないのでトラブルが起きております。空き家バンクを利用し移住される方は町の紹介で移住されるのです。紹介された自治会や地域住民は、町の紹介なら信頼して良いと受け入れ、移住される方も自治会や集落の決まり事や奉仕作業、地域の事業等に参加して、迷惑を掛けないようにするのでよろしくお願いしますと言って入居されます。しかし、入居時のそういう約束を守られないからトラブルが起きるのです。トラブルが起きた時、町は自治会や地域への手当はありません。そのまま聞くのみであります。

そんな時、議員研修で視察した、移住・定住対策の先進地である高知県四万十町の取り組みを伺ったところ、地域住民と移住者とのトラブルはありませんと言われました。それは、空き家を空き家バンクに登録された時、町の中間管理機構が固定資産税分を家主に支払い借り受けて、移住者か決まれば家賃を徴収するシステムになっているという事でありました。移住者には田舎暮らしが

したい人、普通の生活をしたい人等様々で、移住者の要望をよく聞いて、リフォームが必要なら中間管理機構がリフォームをし、古民家のままがいいという人には家主とよく話し合い、まとまれば不動産屋が契約書を交わしているとの事でありました。地域住民・自治会の加入する時の入居前に双方の要望を町の相談員がよく聞き、互いが分かり合うまで協議を重ね、お互い理解、納得されたら書面に残して対応しているとの事で今のところトラブルもありませんと言われました。もしトラブルが起きたら、町の相談員が対応するようにしていると言われました。議員研修の報告以後、令和元年度からまちづくり推進課の中に移住・定住担当者を置き体制整備をしていると聞いています。空き家バンクの賃貸借契約は書面をもって契約をするようにしているとも聞いています。今後コロナ禍の中で、人の流れが都市から地方へ、田園回帰の移動が今後増加していくと言われています。移住者と地域住民が安心して暮らせる体制整備が必要と考えます。そこでお伺いいたします。

まず、空き家バンクの登録・管理はどのようにされ、空き家の賃貸借について家主と移住者が協議される時、町はどのような役割をされるのか。また、契約書は誰が作成され契約をされるのか。

２つ目．地域住民・自治会との話し合いは、入居手続き前に事前にお互い話し合い、お互いが納得して、それが合意されたら書面による確認をしながら入居手続きをする体制の整備が必要かと思います。

３つ目．不幸にもトラブルが発生したら直ちに担当者が出向き解決に向け行動されるのが良いかと思いますが、どのように対処されているかお聞きします。

４点目．令和元年度より賃貸借契約は書面を交わしていると聞いておりますが、令和元年以前に住所を移して住んでおられる方についても、遅くではありますが作成されるべきではありませんか。町の対応をお聞きします。この事をきっちりしないと、今後入居される方が安心して暮らせる、また、地域住民も

安心して受け入れる体制が出来ないかと思いますので、町長の答弁をお願いします。以上です

○議長　ただ今の３番、伊藤敬久君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　ただ今は「移住・定住対策」に関して４点のご質問をいただきましたが、順次お答えをして参ります。

　まず１点目の、空き家バンク制度についてでありますが、概略を申し上げますと、この制度は、過疎化、少子高齢化の進む阿武町において、人口減少対策或いは定住対策の１つとして始めたもので、財産の有効活用をしたい空き家の所有者と、阿武町への移住を希望し比較的安い家賃で住宅を求めたい利用者をマッチングするために、今から15年程前の平成18年度に「阿武町空き家情報システム制度要綱」なるものを定め、平成19年度から本格的運用を開始していることにつきましては、議員もご承知の事と思います。こうした中、最初のご質問でありますが、「空き家の登録・管理はどのように行い、空き家の賃貸者について所有者と利用者が協議する時、町はどの様な役割を果たすのか、また、契約書は誰が作成するのか」というふうなことであります。空き家バンクでありますが、空き家の貸し付け、或いは売却をしようとする所有者は、「空き家情報登録申請書」をまちづくり推進課に提出し、担当者が利用可能な物件かどうかについて所有者立ち会いの上で現地調査を行い、例えば上下水道或いはトイレなどの状況、或いは売却や貸し付けに係る条件などの聞き取りや確認を行った上で、利用可能と判断した場合にはこれを登録し、町のホームページに掲載し公開しているところであります。一方、利用の方の希望者は、「空き家情報利用希望者登録申請書」に希望する登録物件や賃貸料等を記載し、納税証明書や誓約書を添えて利用希望者として登録を行います。そして、希望する物件が決まっている場合は、貸し手、借り手との話し合いのお手伝いをし、特に指

定した物件がない場合は、借り入れ条件等を考慮して適当な物件を選択し、現地案内を含めて意向を確認しながらマッチングを実行している状況であります。不動産の取引には、宅地建物取引業法が適用されますが、自治体が直接不動産取引の仲介に携わる事が出来ませんので、あくまでも黒子、つまり紹介、或いはお手伝いに留まっているのが、全国の空き家バンクの実態となっています。しかしながら、この空き家バンクは、自治体の紹介というある意味では信頼が基本にありますので、実態としては、人間のお見合いの様なもので微に入り細に入り、かなり突っ込んだ形でお世話をしているのが実態であります。従いまして、町としては、賃貸借、或いは売買の何れの場合においても、契約の直前まで当事者及び地域調整に関わり、ミスマッチのないように努めているところであります。また、契約書の作成につきましては、町が直接的な仲立ちは出来ませんが、後日の紛争を未然に防ぐために、専門家に依頼し書面により契約書を取り交わすよう当事者には強く勧めているところであります。ただ、現実的には、当事者同士が合意の上自ら契約書を作成するか、或いは専門家に任せるかということになりますが、町内には宅建業者がいない事から、どうしても必要とされるという場合は、町の方で雛形の提示という形を取らせていただいております。

次に２つ目の、入居前の手続きについてでありますが、地域住民、自治会との話し合いは、入居手続き前に事前に話し合い、お互いに納得して書面による確認を行ってから入居手続きをする体制整備を行っているか、とのお尋ねであります。伊藤議員も以前は自治会長を務められ、また定住アドバイザーにも就任いただいておりましたので大まかな状況はご理解いただいていると思いますけども、例えば、町外のＩターン、移住希望者から空き家の利用希望があった場合、利用者登録や申請時の誓約書を記載していただく前には、必ず担当者が阿武町の暮らしについて詳しく説明すると共に、空き家バンク制度は、単な

る住宅の紹介や移住支援ではなく、阿武町の地域活性化に資するものであることをしっかりと説明し納得をいただいていると思っておりますが、残念ながら、稀にそこら辺りの意思の疎通が上手くいかない実態がある事もご指摘のとおりあり、またそれも事実であります。町としては、過去にもそうしたトラブルの経験から、担当課のスタッフも増強すると共に、阿武町暮らし支援センターの集落支援員にもその任を与え、業務にあたっては、必ず空き家バンク担当２人、または集落支援員とペアで行動するようにしておりますと共に、契約を急がず、敢えて時間をかけてマッチングするようにも心がけているところであります。そして、空き家を物件として紹介するだけではなく、町の案内もしっかり行い、本人の意向も聞きながら必要があれば地域のキーパーソンにも引き合わせて、ある程度話が煮詰まった時点で自治会長さんなどにもご紹介し、サポートをお願いしているところでもあります。

次に３点目の、移住者とのトラブル解決についてでありますが、不幸にしてトラブルが発生したら、直ちに担当者が出向いて解決に向けて行動するのか、とのお尋ねでありますが、いくら円満なスタートであっても、何らかのきっかけでトラブルは必ず生じる事があります。マッチングの際には、あれほど好意的であった双方が、ある時ある事が原因で突然険悪な状況になると言うことは、実社会では当然起こり得る事だと思います。これは、担当者がいくら聞き取り等の際に詳しく聞いても人となりの全てが分かるわけではありません。この様な中、民事のトラブルにつきましては、空き家バンクの紹介者として責任が生じる事は否定しませんし、担当者はその覚悟で任に当たっていますが、例えが悪いかも知れませんが、あえて申し上げるならば、お見合いの仲人が自分の紹介で結婚した多くのご夫婦のその後の色々なトラブルの解決の一つひとつに当たるというのは、現実問題として大変に厳しいものがあります。ただ、双方が役場を信用して制度を利用したわけでありますので、お互いの言い分を伺い

ながら円満な解決に向けて、最大限の努力をする事は言うまでもありませんが、繰り返しになりますが限界があるという事はご理解いただきたいと思います。本町の空き家バンク事業においても、全てが順風満帆というわけではありません。過去には、訴訟問題に発展したケースもありますし、訴訟まで行かないまでも当事者や地域に相当なダメージが残ったようなケースもありましたが、ここはやはり、解決に向けてとことん誠意を持って対応するしか方法はないようにも思います。平成30年４月には、「山口県古民家再生協会」と「空き家等の利活用に関する包括連携協定」を締結し、空き家の利活用に関する助言や契約におけるトラブルの相談にも乗っていただいておりますが、いくら完璧な契約書を作っても履行されないと意味がない。時間がかかっても、蟠りを解いて当事者間の合意を探って行くしかないと思います。

最後に４点目の、書面による賃貸借契約についてでありますが、最初に申し上げましたように、空き家バンク制度の始まった当初、町として積極的に契約に関わる事が出来なかったために、口頭契約であった事例もあると承知しています。令和元年度と言われるのは、100％書面による契約で進めている現在のスタッフ体制になってからの事だと思いますが、平成23年辺りからは、契約の雛形を示しての契約を行っておりますし、それ以前についても、ほとんどの場合は、当事者間で賃貸契約がされているものと思っておりますが、敢えてご質問があると言うことは、やはり何らかの不都合が生じている事例がある、或いは懸念されるという事だと思いますので、そこらにつきましては、再度詳しく個別的な調査を行い適正化を図って参りたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長　３番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（３番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。３番、伊藤敬久君。

○３番　伊藤敬久　移住者と地域住民は、お互いに理解をし合って仲良く楽しく暮らしたいというのはどちらも同じだと思います。しかし、今申し上げましたように、中に約束を途中で守らないからトラブルになるという事も事実でございます。お互いが理解を深めるために、第三者が入って仲介してもらう事も大事と思いますので、町の相談員はその中に入ってお互いの意見を聞いて、円満に解決するように努力するという事をお聞きしましたので、安心をしているところであります。それで、お願いですが、町長も社会福祉の関係で、色々な助け合いがいるんだという公助、共助というのがあって、地域住民の助け合いというのは共助の部分だろうと思いますが、それをやるにしても、そこに住む住民とのコミュニケーションがしっかり取られて、お互いが理解をしトラブルのない仲良し、コミュニケーションの取れた形にならないと、なかなか共助というか助け合いが出来なくなります。そこで、なるべく地域住民との合意が出来るような取り組みと言いますか、相談にのっていただいて、お互いが理解をし合えるそういう努力に働きかけいただきたいという事をお願いして、せっかく阿武町に来てくれたんですから、喧嘩をして別れるような事はしたくありませんし、また、来た人も仲良くして一緒に生活したいという事で来ているわけですから、そういう事が進むようにやっぱり町が間に入っているという事は阿武町の姿勢を皆信頼しているわけで、そこのところを十分理解していただいて、これからの定住対策を考えていっていただきたいという事をお願いして終わります。

○議長　答弁はいいですか。はい、町長。

○町長　本当におっしゃるとおりだというふうに思います。先ほども答弁の時に申し上げましたけども、以前はこの空き家バンク制度が始まった頃には、一番初めの謳い文句は、現在の移住定住という話ではなしに、団塊の世代の大量リタイヤの受け皿となるというところからスタートして、都市部に暮らしてい

らっしゃる方が定年退職されて、自分が、例えば田園回帰というか田園志向の中で、ずっと都市部におったけど田園に行き、自分がゆったりとした生活を送るのに自然豊かな場所で、例えば家庭菜園をしながら、そういうふうな夢を抱いた方がたくさんいらっしゃるわけですね。そういった方々の受け皿となるようにということで空き家バンクを始めたわけですが、この定年退職された団塊の世代を対象としたものが、だんだんと若い人たちの志向がそういうふうに変わって、それではという事で、今は若い人たち、小さな子どもさんがいらっしゃる方まで来ていただけるようになったわけであります。ですから、始まった頃の制度は不十分で色々試行錯誤しながらやってきた時にも、ご承知のように広島高裁まで裁判沙汰になった事もありましたし、その直前までいった事も阿武町においてもあったわけですね。そういう色々な経験を積んだ中で、やはり契約をしておかなきゃいけないという事で、契約をするようになっております。そしてもう一つ、当初はそれなりの進め方でやっておりましたが、ここに来て少し契約をするにあたっても時間をかけて何回も何回も話し合いをしながら、敢えてやっています。それは、人となりですからそう簡単に１回、２回面接して分かるわけでもありませんし、じゃあ10回したから分かるかという事ではありませんが、なるべくそこは時間をかけてやる内に、この人は阿武町に向いている人だなと、或いはこの人はこちらの居住する家が向いているなという事をやりながら、時間をかけながらやっております。ただ、そうした中でも、やっぱり全てが分かるわけでもありませんし、一番良い例が、過去に移住された方でも、移住してきた、直にご近所にご不幸があった、そしたら出てください、ご近所ですからいくらいくらかの香典を包んで行ってください、という事が現実問題田舎ではあるわけです。それが、なぜそんなご近所の高齢者の方だけど私が来た時にはもう入院されていて１回も会った事もなく誰かも知らない、誰かも知らない方のご葬儀があるからお手伝いはしますけど、香典まで私たちが

包むんですかというそんな事まであったわけです。それは、ある意味そういう考え方の人もいらっしゃるのも事実であります。ですから、そこはお互いに地域の方も入られる方も、どこかで折り合っていかなきゃいけない。ですから、例えばそういう事があった場合は、「今回はまだ全然入られたばっかりなんでそれはいいですよ」というふうな事も必要でしょうし、また、入られる方もね「あっそうなんですか、じゃあ地域でそういう事であればそれは協力します」というのが良いのか悪いのか分かりませんが、郷に入れば郷に従えという事ですね、以前申し上げましたように、デービッド・アトキンソンという方の著書に書いてありますけど、「郷に入れば郷に従えという事を現在主張する時代ではない。そういう今の若い人は、郷に入れば郷に従えというのであれば、郷に入りません」と。ですから、その辺は我々も受け入れる側も少し頭を切り替えていく必要があるかなというふうに思っております。ただ、やはり我々にとりましては、一番良いのは阿武町で生まれた方が阿武町で職を得てそこに暮らすというのがいいんでしょうけど、なかなかそういう状況にもありませんし、Ｕターンの方が帰ってくる、そして、またＩターンの人も受け入れていかなければ、社会増減をある程度増やす事によって自然減をカバーしていかなければこの町は急速に人口減少に入る事になりますから、そこら辺は受け入れる側、入ってくる側両方共が歩み寄ってやっていく。そして、その中にはさっきの自助、共助、公助、そしてもう一つ互助という言葉がありますけど、地域住民が助け合いながら小さなコミュニティですので１人でも大事ですから、今後とも移住対策につきましては、特にこの空き家バンク制度につきましては一生懸命に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長　３番、再々質問はありますか。

○３番　伊藤敬久　ありません。

○議長　再々質問ないようですので、これをもって３番、伊藤敬久君の一般質

問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は、全て終了しました。

日程第4　議案第1号から日程第10　議案第7号を一括上程

○議長　日程第４、議案第１号から日程第10、議案第７号までを一括議題とします。まず、議案第１号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和３年度阿武町一般会計補正予算（第２回））について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の１ページをお願いいたします。

議案第１号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和３年度阿武町一般会計補正予算（第２回））について説明します。地方自治法第179条第１項の規定により町議会を招集する時間的余裕がないと認められるため、令和３年５月31日をもって専決処分を行い、これを同条第３項の規定により報告し承認を求めるものであります。２ページの専決処分書をお願いします。専決処分の内容は、後ほど議案第２号でも説明しますが、令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会において、歳入歳出差引不足額が生じましたので、地方自治法施行令第166条の２の規定により、翌年度歳入充用金で歳入不足を補填しようとするもので、その財源を一般会計から支出するための補正であります。１ページにお戻りください。今回の令和３年度一般会計補正予算の専決処分は、第１条に定めるとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ272万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億3,772万6,000円とするものです。次に、別冊令和３年５月31日提出分の補正予算書６ページ、７ページをお願いします。はじめに歳入であります。19款１項１目繰越金は272万6,000円の増額です。これは歳出の財源を繰越金で対応するものであります。次に、歳出ですが、８ページ、９ページをお願いします。６款農林水産業費３項水産業費３目漁業集落環境整備事業

費は272万6,000円の増額です。これを漁業集落排水事業特別会計へ繰り出し、歳入財源とします。以上です。

○議長　次に、議案第２号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和３年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回））について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の３ページをお願いします。議案第２号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和３年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回））について説明します。４ページの専決処分書をお願いします。専決事由につきましては、令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計において、漁業集落排水施設機能保全改築事業にかかる歳出の内、事業費の一部が起債対象外となり歳入歳出差引不足額が生じましたので、地方自治法施行令第166条の２の規定により翌年度歳入充用金で歳入不足を補填するため、この財源を一般会計から受け入れるための補正であります。３ページにお戻りください。今回の令和３年度漁業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分は、第１条に定めるとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ271万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,083万1,000円とするものであります。別冊令和３年５月31日提出分の補正予算書の16ページ、17ページをお願いします。はじめに歳入であります。３款１項繰入金１目一般会計繰入金は272万6,000円の増額、４款１項１目繰越金は10,000円の減額です。歳入財源を一般会計の繰入金で対応するもので、繰越金はありませんのでゼロにします。次に、歳出ですが、18ページ、19ページをお願いします。３款１項１目繰上充用金は271万6,000円を令和２年度の繰上充用金として補填するものであります。以上です。

○議長　次に、議案第３号、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは、議案書の５ページをお願いいたします。議案第３号、阿

武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、についてご説明をいたします。これは、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手続き等を規定している阿武町固定資産評価審査委員会条例について、納税者の負担軽減を図るため、審査申出書及び口述書の書面への署名、押印を不要とするものであります。それでは、６ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず、目次につきましては、錯誤がありましたので通則を総則に改めるものです。第４条につきましては、審査申出書の押印の不要にかかる第４項を削り第５項を第４項に、第６項を第５項に改正するものです。また、第８条第５項につきましては、口述書の署名、押印にかかる部分を削り改正文に改めるものであります。なお、この条例の改正は公布の日から施行しようとするものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第４号、令和３年度阿武町一般会計補正予算（第３回）、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは、議案書の７ージをお願いいたします。議案第４号、令和３年度阿武町一般会計補正予算（第３回）、についてご説明いたします。今回の補正額は1,715万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億5,488万2,000円とするものです。なお、歳入歳出予算補正につきましては、別冊補正予算書の第１表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長　続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書10ページ、１款議会費から、議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、一般管理費、財産管理費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○議長　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。）

○議長　ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休　　憩　　13時58分

再　　開　　14時06分

○議長　休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き補正予算の説明をお願いします。続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費、保健衛生総務費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、し尿処理費について説明する。

○議長続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、農業政策費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農業生産力等機能強化対策事業費について説明する。）

○議長　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、林業政策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工政策費、観光費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木総務費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、消防費について説明する。）

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、事務局費、給食センター費、社会教育総務費、町民センター費、保健体育総務費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、諸支出金について説明する。）

○議長　以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。６ページ、14款、国庫支出金から、副町長。

（副町長、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第５号、令和３年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案第５号、令和３年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第１回）、について説明します。今回の補正は、予算の総額から301万5,000円を減額し、予算の総額を５億9,367万4,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の40ページをお願いします。歳出から説明します。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第６号、令和３年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第１回）、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の９ページをお願いします。議案第６号、令和３年度

阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第１回）、について説明します。今回の補正は、予算の総額から81万8,000円を減額し、予算の総額を5,600万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の54、55ページをお願いします。歳出から説明します。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第７号、令和３年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の10ページをお願いします。議案第７号、令和３年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）、について説明します。今回の補正は、予算の総額から2,000円を減額し、予算の総額を６億4,879万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の68、69ページをお願いします。歳出から説明します。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　以上で議案説明を終わります。

日程第11　議案第8号を上程

○議長　日程第11、議案第８号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。町長。

○町長　議案第８号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、本案件につきましては、任期満了に伴う副町長の選任でありますが、現中野貴夫副町長の再任でご同意をお願いするものであります。なお、任期は記に記載のとおり令和３年７月１日から令和７年６月30日となります。なお、次のページに略歴を載せておりますのでご参照ください。以上です。

○議長　以上で執行部の説明を終わります。ここで、中野副町長につきまして

は一身上のことでありますので、一時退席をお願いいたします。

（中野副町長　退場）

○議長　続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。はい、５番、清水教昭君。

○５番　清水教昭　参考のところでありますが、地方自治法163条に「ただし、普通公共団体の長は、任期中においてもこれを解任することができる。」とありますが、本人から辞職願が出れば当然一身上の都合でやむを得ないと思うんですが、それ以外に解任するということであれば、どのような状況が考えられるのか、よろしかったら教えていただきますようお願いします。

○議長　はい、町長。

○町長　大きくは２つあると思います。１つは非行行為と言いましょうか、例えば刑事的な犯罪を犯したりとかそういったことについては町長の権限において解任する、或いは大きく町長の意思にそぐわない行為或いは行動或いは判断等があった場合はこれは解任することが出来ると、そういうことが大きく２つあります。

○議長　よろしいですか。

（清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　他に質疑はありますか。質疑ないようですので、続いて討論は省略し採決を行います。採決の方法は挙手により行います。

お諮りします。議案第８号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第８号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、中野副町長の入場を許可します。

（中野副町長　入場）

○議長　副町長にお知らせします。議案第８号は同意されましたのでお知らせします。

日程第12　委員会付託

○議長　日程第12、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第１号から議案第７号については、会議規則第39条第１項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第７号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、この後10分休憩の後、午後２時50分から阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上委員会室へご参集ください。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会　14時39分

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　松　田　穣

阿武町議会議員　清　水　教　昭